

2023 年度 横浜市の予算編成に対する 日本共産党の要望

2022 年 9 月 16 日 提出

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団議員室

TEL 045-671-3032 FAX 045-641-7100

【目 次】

2023 年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望	6
------------------------------	---

【政策局】	7
-------	---

1. 住民自治
2. 公共交通政策
3. 米軍基地 同跡地
4. 平和都市
5. 原子力発電所
6. 指定管理者制度等
7. ジェンダー平等社会の実現
8. 市立大学

【総務局】【危機管理室】	9
--------------	---

1. 新市庁舎管理
2. 市民利用施設の統廃合計画
3. 市職員定数
4. 横浜市防災計画の改善
5. 区役所におけるマイナンバーの取り扱い
6. その他

【財政局】	12
-------	----

1. 財政ビジョンの在り方について
2. DXについて
3. 市民利用施設利用
4. 公共施設跡地利用
5. 入札・契約
6. 税等滞納整理
7. 公共施設管理基本方針
8. 公共施設の保全・長寿命化

【国際局】	14
-------	----

1. 平和都市
2. 多文化共生社会の実現

【市民局】	15
-------	----

1. 区役所
2. 横浜文化体育館再整備
3. 人権
4. 市民利用施設等
5. 地域スポーツ支援
6. 障害者スポーツ振興
7. 広報・広聴

【文化観光局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組み
2. 区民文化センター
3. 国際都市
4. 次世代育成事業
5. 観光都市

【経済局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

1. コロナ対策
2. 中小企業振興
3. 小規模企業振興
4. 小規模事業者支援
5. 地域経済の仕事興し
6. 労働環境の改善
7. 横浜市中心卸売市場

【こども青少年局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

1. 子どもの貧困解決
2. 放課後児童クラブ
3. 放課後キッズクラブ
4. 保育所等
5. 認可外保育所
6. 障害児支援
7. 児童虐待・育児不安への対策
8. 引きこもりの若者の自立支援
9. 青少年を育む地域の環境づくり
10. 原発事故による放射線被害への対応

【健康福祉局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

1. 国民健康保険
2. 高齢者・介護施策（介護保険料・利用料）
3. 高齢者・介護施策（介護サービス）
4. 高齢者・介護施策（介護施設と住まい）
5. 高齢者・介護施策（介護人材確保）
6. 高齢者・介護施策（その他）
7. 後期高齢者医療制度
8. 障害者施策（全般）
9. 障害者施策（住まい）
10. 障害者施策（精神）
11. 障害者施策（移動）
12. 障害者施策（視覚）

13. 障害者施策（聴覚）	
14. 障害者施策（呼吸）	
15. 障害者施策（医療的ケア）	
16. 障害者施策（腎臓等）	
17. 障害者施策（身体）	
18. 障害者施策（重症心身障害）	
19. 障害者施策（防災）	
20. 障害者施策（スポーツ）	
21. 依存症対策	
22. 生活保護施策など	
23. その他（簡易宿泊所・違法民泊）	
24. 医療費助成	
25. 医療施策	
26. その他の医療施策	
27. 動物	
28. 墓地	
29. 受動喫煙対策	
30. その他	
【医療局】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
1. 災害時医療施策	
2. 保健医療施策	
3. コロナ対策	
【温暖化対策統括本部】【環境創造局】 ・・・・・・・・・・・・・・・・	39
1. 市内農業	
2. 緑の保全	
3. 地球温暖化対策	
4. 放射能汚染対応	
5. 下水道対策他	
6. 公園	
7. 大気汚染	
8. アスベスト	
【資源循環局】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
1. 資源化の推進等	
2. 喫煙禁止地区の推進	
【建築局】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
1. 市営住宅等	
2. 住まいの安全・安心の抜本的向上	
3. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等	

4. 災害対策	
5. 脱炭素社会の実現	
6. 人材育成	
【都市整備局】	48
1. 上瀬谷通信基地跡地	
2. 上瀬谷通信基地跡地(国際園芸博覧会)	
3. 都心臨海部再開発	
4. 横浜駅周辺地区の防災対策	
5. 防災まちづくり(被害を出さない地域・社会の実現)の推進	
6. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策	
7. 神奈川東部方面線(相鉄・東急直通線)トンネル工事に伴う環状2号線道路陥没事故対応	
8. 歴史的景観保全事業	
【道路局】	51
1. 道路関係予算	
2. 高速横浜環状南線および北線	
3. 地域生活交通網の改善・整備の促進	
4. 自転車対策	
5. シーサイドライン	
6. 河川整備	
【港湾局】	54
1. 港湾整備	
2. 働きやすい港湾	
【消防局】	55
1. 消防力・救急体制の強化	
2. 救急救命体制の充実	
3. 消防団	
【水道局】	56
1. 水道料金	
2. 水道管変更	
3. 水道局職員定数	
4. 災害時の備蓄	
5. 企業団	
6. CO2の削減	
7. 水道事業広域化	
【交通局】	58
1. 市営地下鉄 事故防止対策	
2. 市営地下鉄 人員体制の拡充	
3. 市営バス 運転手の待遇改善等	

4. 市営バス 路線・車両運用の改善
5. 市営バス バス停留所の改良
6. 市営バス 乗務員の保健・福利厚生
7. ダイヤ改正の対応について

【教育委員会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

1. 教育費無償の原則等
2. 子どもの貧困対策
3. 学校保健
4. 不登校への支援
5. 少人数学級
6. 教職員の業務軽減
7. 教育条件の整備
8. 学校施設整備
9. 学校安全教育の推進
10. 学校給食等
11. 中学校の部活動
12. 就学援助
13. 障害児教育
14. 学校司書
15. 教科書採択・副読本等
16. 夜間中学校
17. 図書館
18. 文化財保護
19. コロナ対策
20. ICT教育

【選挙管理委員会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

1. 参政権の保障

【議会局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

2021 年 9 月 16 日

横浜市長 山中竹春 様

日本共産党横浜市議員団
団長 あらき由美子

2023 年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望

山中市長は、9 月 2 日市職員にむけて「令和 5 年度予算編成スタートにあたっての市政運営の基本的考え方」を発出されました。冒頭に現場の声を直接伺うことを最も大切にしてきたとのフレーズには共感を覚えました。有言実行、更なる充実を切望します。中期計画素案について私は発表当日「この重点公約に対する市長の姿勢からは、市民との約束を守ろうとする誠意を読み取ることができます。この点では市民の多くも同じ受け止めだと思います」とのコメントを出しました。

中期計画素案は基本戦略に「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げました。市長が就任時に語られた「誰もが自分らしさを発揮し暮らすことができる街。それが私の目指す横浜です」との初心を誠実に貫かれたものと見ております。

中期計画素案にかかわって、市長にどうしてももう一步も二歩も前に踏み出していただきたいことがあります。それは財源確保策です。上瀬谷開発、都心部開発など大型公共事業と大企業の誘致策に巨費をつぎ込むこの構図にメスを入れないかぎり、中期計画に掲げた市民生活向上等に振り向ける財源ねん出は無理という認識を持たれるよう改めて求めるものです。

中学校給食については、現在の選択制から「給食の利用を原則」に転換されたことは、市長公約通りであり、市民の期待にそう決断です。しかし、実施方法をデリバリー方式としたことについては、一斉スタートに固執し、子どもの利益を後景に追いやった余りにも安易で誤った判断であり、学校調理方式が 72 校で可能であることに着眼した見直しを強く求めます。党市議団は、10 月 10 日に「横浜市の中学校給食はできたてをみんなで食べられるものにシンポジウム」を市内で開催し、世論喚起に努め、責任を果たします。

党市議団は、本年は、市民要望アンケート活動に取り組み、1 万人近い市民から回答をいただきました。市長の重点公約であった「3 つのゼロ」と中学校給食全員実施を多くの市民が支持していることが改めて明らかになりました。夏には市内の各種団体から予算要望に関するヒアリングを実施し、広く市民要望を聴取するオンライン市政懇談会も開催しました。予算要望書はこれらの取り組みのなかで寄せられたものを整理しまとめたものをベースとしています。予算編成への反映と中期計画原案をまとめる作業の中で市民の声として取り扱っていただくようお願い申し上げます。

2023 年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望

【政策局】

1. 住民自治

- (1) 市長公約にもある市民参加、住民自治を確立するために、市民からの意見を直接聞く機会をできるだけ多く作り、信頼関係を作ること。
- (2) 区政に区民が参加できる仕組みがなく、区民要望等がどのように意思決定されているかわかりにくいことから、地方自治法に政令市特例として規定された区協議会の設置について前向きに検討すること。
- (3) 特別自治市制度については、市民ニーズもなく実施法制定の見通しも全くないことから、この部署そのものを廃止すること。

2. 公共交通政策

- (1) 市民の移動手段として不可欠な公共交通機関であるバス事業は、市営・民間の区別なく経営困難な状況である。それを理由に路線の減便・廃止が次々に行われ、交通不便地域が拡大され市民サービス低下を招いている。このような状況を改善するために、政策局内に市内全域の交通問題に対し一括して関与できる部署（仮称公共交通政策課）を創設すること。

3. 米軍基地、同跡地

- (1) 検疫の対象となっていない、米軍人・軍属に対し、新型コロナウイルス感染防止対策の強化を県及び基地関係市と連携し、引き続き国・米軍に求めること。
- (2) 横須賀港を母港とする米原子力空母の原子炉事故が起きた場合、甚大な被害が横浜市民に及ぶ恐れがあることから、市として、横須賀港の原子力空母港化に強く反対表明をすること。
- (3) 根岸住宅は、共同使用期間を短縮し一日も早い返還を強く国に求めること。跡地利用は、地権者と地域住民の意向をふまえつつ全市的見地に立ち、市民と丁寧に議論をしながら進めること。特に根岸森林公園内に作ろうとしている道路計画は、公園を分断することになるので、地域住民の合意を得て、より良い計画を策定すること。
- (4) 根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住している市民の日常生活が制限されている現状を理解し、解体作業に伴うアスベスト飛散等の不安等が直ちに解決できるよう、居住者と地域住民の意向に沿って、米軍および国への働きかけを強めること。また防衛省まかせにせず、市として市民の安全と暮らしを最優先に対応すること。
- (5) 池子住宅地区の家族住宅等の建設について 2018 年 2 月、日米合同委員会において取り止めとなったことから、池子住宅地区横浜市域部分の即時返還を強く求めること。
- (6) ノース・ドッグ、鶴見貯油施設、小柴水域、池子住宅の飛び地の早期返還を、国・米軍に強く働きかけること。特に、ノース・ドッグの米軍と自衛隊の共同訓練には強く反対するとともに、一刻も早い返還を求めること。

- (7) 深谷通信所跡地と上瀬谷通信施設跡地の国有地については、国の返還財産処分方針に基づくのではなく、全面的な無償貸与ならびに譲与を国に働きかけ、市の負担にならないようにすること。

4. 平和都市

- (1) ピースメッセンジャー都市として、横浜港の平和利用を願う市民の期待に応え、横浜市が管理する横浜港への自衛隊艦船や米軍軍艦の軍事を目的とする入港・接岸を認めないこと。神戸港のように非核証明の提出を求めること。
- (2) 米軍艦船の修理に関して、市内の民間施設を使用しないよう、国と米軍に求めること。
- (3) 本市防災訓練に防災関係機関でない米軍の参加を要請しないこと。
- (4) 事故が起きているオスプレイをはじめ米軍機については、ノースドックの使用をはじめ、横浜上空を訓練等で飛行しないよう国と米軍に強く求めること。

5. 原子力発電所

- (1) 持続可能な脱炭素社会の実現の宣言に関する決議を議会で議決したことから、安定的な電力確保と経済成長を理由にした横須賀の火力発電所運転開始や、政府が新たに打ち出した原子力発電所7基の再稼働追加と新增設は進めないよう、国と電力会社に求めること。また、原発依存の不要につながる再生可能エネルギー利活用システムの構築をさらに進め、市民へアピールすること。
- (2) 浜岡原子力発電所は、東海地震の予想震源域のほぼ中央にあり、直下の活断層が指摘されていることから、地震による重大事故への危険性が極めて高く、放射能の影響を横浜市民が受ける恐れが強いので、市民の命を守るためにも廃炉を強く求めること。
- (3) 放射能汚染対策として東京電力へ賠償請求している約18.3億円の支払いを、東京電力と国に強く求めること。引き続き、国の機関である「原子力損害賠償紛争解決センター」に対しては、和解の仲介の申立てに基づいて、東京電力への指導勧告と延滞金も含めて支払うよう指導強化を求めること。
- (4) 市内には東日本大震災被災者が1879人生活していることから、国保などの保険料の減免や一部負担金の支払いの減免など生活に困らないよう丁寧に応じること。また、国に対して長期無償の住宅提供など新たな立法措置を求めること。応急仮設住宅として市営住宅に入居している2世帯への家賃減免は引き続き継続すること。

6. 指定管理者制度等

- (1) 指定管理者制度は、指定期間が長いものもあり、目的が変わってきている。指定期間が5年というところが9割を占めていることから、不定期雇用が主流となり、職員のスキルアップや事業の蓄積などが継続されず、結果的には市民サービスの低下になっているため、国へこの制度の廃止を強く求めること。
- (2) 新型コロナウイルスの影響で利用料金が減収になっている指定管理者に対し、働く人たちの雇用を守れるように指定管理料の補填をすること。

7. ジェンダー平等社会の実現

- (1) 第5次男女共同参画行動計画 2021 - 2025 が策定されたのに伴い、その計画にある市役所として掲げている目標を前倒して達成できるようにしっかり取り組むこと。
- (2) ひとり親家庭や非正規雇用で働く女性をはじめ、男女間の賃金格差や昇任におけるアンバランス等の実態把握を行っている。賃金格差や昇任の差をなくすため、国が従業員301人以上は賃金格差公表することになったことから、市独自で賃金格差をなくすための改善策をつくり、取り組むこと。
- (3) 男女間賃金格差等の是正の取り組みを重点施策として明確に位置づけ、その達成のために目標を掲げて推進すること。
- (4) 市内企業における従業員女性割合の目標値50%（2020年度）が未達成であることから、具体的な計画をつくり、その実現に市として責任をもつこと。
- (5) 女性の社会進出を妨げている妊娠・出産による解雇、嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）や、コロナの影響で仕事が激減し生活困窮している女性労働者がすぐに相談できる相談窓口はいつでも利用できるように人員体制を強化し、周知徹底をはかること。
- (6) 自営業・農業女性など家族従業員の働き分を経費と認めない所得税法56条は、国連からの是正勧告をされている。また、憲法14条法の下での平等、24条両性の平等、27条労働の権利などに違反している。ジェンダー平等の立場からも、市として廃止するよう国に求めること。
- (7) 生理の貧困で市民が困らないようにするため、市独自で公共施設をはじめ学校など、多くの市民が利用する施設に生理用品を常備すること。

8. 市立大学

- (1) 日本学術会議によりH29年3月に出された「軍事的安全保障研究に関する声明」の通り、国の軍事研究には加担しないこと。
- (2) 市立大学附属病院と「センター病院」において、患者の希望以外には差額ベッド代をとらないこと。また、差額ベッドしか空いていないと誘導は絶対にしないこと。
- (3) 市大医学部と附属2病院の再整備については、経営的な視点による病床数の削減に固執することなく進めること。特に福浦の附属病院については、統合により金沢区域の病院が減ることから、区民の不安の声が寄せられている。医学部・附属2病院の職員、それぞれの地域住民などの要望や意見を丁寧に聞き、合意形成を図ること。
- (4) 新型コロナの影響を受けて、授業料や施設設備費の支払いに困窮している学生に対し、食料支援や無利子や給付の奨学金制度の枠を広げるなど市大独自の措置を講じること。

【総務局】【危機管理室】

1. 新市庁舎管理

- (1) 市民が来庁する市庁舎であることから、ドアがロックされている場所が多く移動するのに苦労している。市民にとって行きたい場所が一目でわかるように表示を工夫し、各階・各室の施錠をなくす、市民に開かれた市庁舎とすること。また、市長室がわかるように

表示すること。

2. 市民利用施設の統廃合計画

- (1) 2012 年に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的考え方」に基づく公園プール・旧余熱利用温水プールの統廃合計画は、利用している市民の声を聞き、中止すること。

3. 市職員定数

- (1) 区役所業務では、特に再任用や会計年度任用職員が増えていることから、計画的に正規職員に切り替え非正規雇用をなくすこと。非正規雇用をなくすまでの間は、同一労働・同一賃金にすること。育児休暇・介護休暇をいつでも取得できる職員配置を検討すること。特に、男性職員が育児休暇を取りやすい環境と体制をつくること。
- (2) 本市の障害者採用については 2022 年度は、21 年度より 0.14 ポイントあがり、2.53%であり 2023 年度こそ地方公共団体の障害者の法定雇用率 2.6%を達成すること。また、障害者の雇用期間に制限を設けないこと。中途退職が起きないように、職場環境を整えること。外郭団体や指定管理者へも、2.3%ではなく地方公共団体と同じ法定雇用率(2.6%)を達成するよう指導を強めること。
- (3) 障害者の就労については、法定雇用率の枠を広げるとともに、現行の会計年度任用職員でなく中長期的な雇用とすること。
- (4) 障害者雇用を安定させるために、就労支援相談員を常勤で配置し、安心して働きやすい環境を整備すること。
- (5) 職員のストレスチェックでは、チェックの結果、職場での改善が必要な場合には、本人の希望にあわせて職務の軽減や配置転換などに丁寧に応じること。
- (6) 本市の職員数は、市民 1000 人あたり 10.17 人と政令市では 3 番目の少なさとなっている。市民の命と財産を守るために、新型コロナなどの感染症対策をはじめ頻繁に発生する集中豪雨や発生確率が高まっている大規模地震などに十分対応できる職員体制にすること。過労死ラインを超える超過勤務にならない人員配置を行うこと。

4. 横浜市防災計画の改善

- (1) 横浜市の防災計画は、国の防災計画に則っているが、これまでの市で起きている災害特性を反映した防災計画に見直し、人命被害ゼロを目指すこと。
- (2) 平成 25 年から令和 4 年度までを対象期間としている地震防災戦略は概ね 3 年ごとに見直しを実施しているが、今年度末での家具転倒防止事業・がけ地防災対策などの未達成の状況を直視し、完了を目指すこと。感震ブレーカー設置は、対象地域に対しては町内会と連携してさらなる推進をはかること。
- (3) 洪水浸水想定の対象地域になっている市民に対し、マイタイムラインのリーフレットとともにハザードマップを全戸配布していることは、評価できる。これを活用するために、住民説明会の町内会単位での開催など、区役所と連携してその内容の周知を図るとともに避難行動について徹底すること。また、要介護高齢者など「避難行動要支援者」への

個別の避難計画策定は市が責任を持つこと。

- (4) 指定緊急避難場所の設置数は災害特性と対象数に照らして定めること。
- (5) 指定緊急避難場所には、生活必需品の配備、地域防災拠点等の備蓄庫の活用など、避難者が安心して過ごせるよう環境改善を抜本的にはかること。
- (6) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の策定は 87.1 縣となっていることから、一刻も早く 100 縣を達成すること。また、避難訓練では消防署はじめ区役所と連携して、確実に避難できる方法を施設と一緒に考えること。
- (7) ハザードマップの対象地域に立地する 8 つの区役所には、区の条件に合った浸水対策のための個別計画を立てるにあたっては本部機能が維持できるようにすること。
- (8) 同報系防災行政無線の設置は防災・減災対策にとって有効な施策であるため、今後の設置については河川域にとどめず、全市域に整備する計画を中期計画に盛り込むこと。
- (9) 防災情報の周知徹底方法については個別訪問・広報車をはじめ、防災専用に使える緊急告知 FM ラジオの配布を検討し、ハザードマップエリアを皮切りに全世帯に確実に行きわたるようにすること。聴覚障害の方には目で見える情報提供の方法など多様な情報受電達手段を検討し、試行を始めること。
- (10) 風水害におけるあらたな警戒レベルについては、レベルごと取るべき避難行動が違ふことを周知し、発令時に、対象住民が避難場所まで速やかに移動できるよう、必要な体制をとること。
- (11) その場に来ている誰もが災害種別によって避難場所がどこかわかるように、道路や歩道をはじめ公共施設、町内会の掲示板、電柱などの表示の工夫をすること。また鶴見区江ヶ崎町内会にある水害を知らせる掲示板は劣化しているので、国土交通省に取り替えるよう強く要請すること。
- (12) 防災訓練に障害者が参加しやすくなるよう、区役所が防災訓練主催者や障害者団体に働きかけること。地域防災拠点等の要援護者に配慮したスペースについて、要援護者参加のもとで、必要な手立てを講じること。
- (13) 福祉避難所の箇所数を増やすこと。また、福祉避難所には車で避難せざるを得ない人がいることから、駐車場の確保や送迎について検討すること。
- (14) 避難場所でのプライバシーと感染症から市民を守るために必要な備品を確保すること。また、大規模災害で受け入れできる人数が市の確保している避難所では不足していることから、3 密を避けられるように簡易テントなど、家族単位で避難できる数を確保し配備すること。
- (15) 避難場所では十分な換気ができるように環境を整えること。避難をしている市民に的確な情報を伝えられるようにすること。
- (16) 女性用トイレ・段ボールベッド、食料・水などの不足が起きないように、防災拠点への配置数を見直すこと。車イス利用者が使える移動式のコンテナトイレを配備すること。
- (17) 仮設住宅の用地をさらに確保すること。
- (18) 県内で広がっている地元の建設組合との防災協定・災害時協定の締結を横浜でも行うこと。

- (19) 鶴見区など津波避難施設の指定箇所は計画的に増やすこと。津波避難情報板の設置目標は 2022 年度 50 基としているが、さらに増やすこと。また劣化しているものは更新すること。
- (20) 河川整備等のハード対策だけでは防ぎきれない大洪水が発する」との考えに立って、河川、内水氾濫による「水難事故防止」に向けて、町内会自治会単位への防災出前講座を細かく計画すること。
- (21) 他区の住民や本市を訪問されている方々にも、河川の氾濫浸水被害から身を守る情報が届くよう、街中においても、河川洪水対策として屋外スピーカーの設置を進めること。多言語での公報も取り組むこと。

5. 区役所におけるマイナンバーの取り扱い

- (1) 依然として、情報漏えいのリスクが伴うことへの不安を抱く市民がいることから、マイナンバー制度については、適用拡大をしないことを国に対して求めること。また、マイナンバー自体をやめるよう国に求めること。
- (2) マイナンバーを記載しなくても不利益がないことしっかり市民に知らせること。また、マイナンバーの提出やカードの作成を強要しないこと。

6. その他

- (1) 市社会福祉協議会が長年、旧統一協会の関連団体から寄付金を受け取り続けてきた実態について明らかにして、今後その他の外郭団体も含めて、寄付金の受け取りなどの一切の関係を断つこと。また局としても当該団体との関係を調査し関係を絶つこと。

【財政局】

1. 財政ビジョンの在り方について

- (1) 予算編成にあたっては、市税等収入の確保が厳しいことを理由に、利用料金の値上げや福祉医療など市民サービスの廃止や切り下げは行わないこと。

2. DX について

- (1) 政府の DX 推進計画の背景には、住民・国民の個人情報をもとにした公的サービスの産業化を狙っていることから、システムの標準化等に対し、団体自治を侵害する内容にならないよう、国に対し求めること。
- (2) DX 推進計画策定にあたっては、愛知県岡崎市のように、市民参加ができる仕組みを作ること。
- (3) 地方自治を守り発展させることにならない自治体 DX となることが判明した場合は、直ちに国に中止を求めること。

3. 市民利用施設利用

- (1) 利用料・使用料の値上げにつながる「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は撤回し、

無料もしくは低廉な負担を堅持すること。

- (2) 市民が住んでいる県営住宅が老朽化し深刻な実態となっていることから、その状況を市として把握し、改修などについて県との協議を能動的に行い、改善を促すこと。

4. 公共施設跡地利用

- (1) 市民の財産である学校や区役所などの公共施設跡地は、公募売却を前提とした「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」を廃止し、市民の財産として地域住民・区民・市民の要望にもとづいた活用方針にあらためること。

5. 入札・契約

- (1) 公契約法の制定を国にもとめること。それが実現するまでは、公契約条例を制定し、公共工事や指定管理者など公的職場に携わる労働者の適正な賃金を確保し、市内経済の好循環をもたらすことができるようにすること。
- (2) 国が一般管理費の見直しを行ったことを受け、市の最低制限価格にもそれを反映させること。
- (3) 品確法・建設業法・入契法の通称「担い手3法」の趣旨を活かして、建築現場等で働く労働者の雇用・労働条件の向上を図る対策を、市として具体化し拡充すること。
- (4) 市が実施している設計労務単価変更に伴う特例措置による変更契約手続きが、二次以下の下請け業者に対して徹底されているかを把握するために元請けに対し報告を義務付け改善を求めること。
- (5) 市発注工事受注業者に対し、下請業者との契約に際しては、適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入に関して徹底した指導を行うこと。また、週休2日を施工条件にし、それに伴って技能労働者の賃金が目減りすることのないように、休日分の賃金を補填するなどの措置を元請けに対し指導し、報告を求めること。
- (6) 元請けに対し、建退共の加入について徹底を図る手立てを講じること。また、コロナ感染、熱中症、墜転落災害、火災が多発していることから、労働災害防止に向けた元請けへの指導を徹底すること。
- (7) 100万円以上の補助金を交付する事業は、その対象を50万円以上に見直し、小規模事業者等の仕事につながるようにすること。
- (8) 市内企業への発注を金額ベースで工事90万円、物件70万円、役務80万円以上にそれぞれ引き上げること。
- (9) 災害などによる応急工事については、地元の事情をよく知っているという観点で、当該区の企業への発注を原則とすること。
- (10) 市内小規模事業者の仕事の確保ができるよう、入札参加資格を改善し工夫すること。
- (11) 保育所や学校などの整備については、開所・開校する時期にあわせて入札時期を逆算し、ゆとりをもって事業者が工期を取れるように配慮すること。また、工事発注については年間を通じて仕事が取れるよう、平準化すること。
- (12) 財産評価審議会条例の会議など議事内容の非公開規定は削除すること。

6. 税等滞納整理

- (1) 市民税減免規定は、活用できる条件が厳しいため、条例や要綱などを柔軟に運用すること。あわせて、市民の生活実態にあった減免規定に改善すること。特にコロナの影響を受けて収入が減少し、支払いが厳しい市民の納付相談については、減免や分割払いなど丁寧に対応し、年度内の支払いを強要しないこと。
- (2) 市税及び税外債券の滞納整理は、滞納者の生活をより悪化させる差し押さえなどの強権的発動は、絶対行わないこと。納税資力を判断する際には最低生活費を考慮し、滞納者が生活の維持・再建ができるよう区の生活支援課と連携するなど、親身な対応に徹すること。分納をしている方には、一括納付を強要しないこと。
- (3) 国税では、「換価の猶予」は柔軟な対応が進んでいる。地方税においても申請による換価の猶予制度をはじめとした納税緩和措置について実施すること。また、「換価の猶予」について窓口で市民に対し周知徹底すること。

7. 公共施設管理基本方針

- (1) 「公共施設管理基本方針」に基づき、公共施設の更新・改修が確実に執行できるよう予算を確保すること。

8. 公共施設の保全・長寿命化

- (1) 公共施設の保全更新の予算確保は、厳しい財政見通し故に市民生活の利便性向上を図ることを第一義とし、優先順位を大型公共事業優先から既存の公共施設の維持管理と保全・耐震化事業に切り替えること。特に経年劣化で雨漏りをしている横浜ラポールの大規模修繕を急ぐこと。

【国際局】

1. 平和都市

- (1) プーチン大統領の核の先制使用発言は、核による人類滅亡の脅威を最終ステージに引き上げた。横浜市国際平和の推進に関する条例前文にこめられた核兵器廃絶の願いを真摯に受け止め、平和首長会議が行っているから良しとする態度を改め、市民に依拠した核兵器廃絶に向けた運動を旺盛にし、日本政府に対し本市単独で核兵器禁止条約に署名、批准を求めること。
- (2) 本市の平和関連事業の報告は、「横浜市国際平和の推進に関する条例」7条に関わり、必要な財政措置がされているかを判断するためにも予算・決算にかかる議案だけでなく、本市の全庁的な活動及び、市民活動についてもまとめた報告書を発表すること。何より、議会において求められた範囲の報告以外は公表しない態度を改めること。
- (3) 「核抑止論」が崩れ、最終兵器による第三次世界大戦の脅威が切迫し、世界最終時計が残り 100 秒を示すなど、核兵器にかかわる危険な世界状況下において、今こそ非核兵器平和都市宣言を行い、日本非核宣言都市協議会へ加盟し、市として核廃絶の先頭にたち活動すること。

- (4) 横浜市国際平和の推進に関する条例第2条2項に基づき、18区ごとに市民が参加した反戦平和のパネル展や催しを開催すること。毎年国際平和講演会を開催すること。
- (5) ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、本市の核兵器廃絶など国際平和に関する取組を世界に発信するため、市民や平和活動団体など含めた本市代表団を組織して原水爆禁止世界大会に送ること。同時に各区を通過する平和網の目行進へ後援を各区で行うこと。
- (6) 「横浜市国際平和の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市の平和の取り組み、運動のプラットフォームとして（仮称）横浜平和ミュージアムをつくること。
- (7) ロシアのウクライナ侵略による都市の破壊の惨状を横浜市民自身に引き寄せ、戦争に反対し平和を守る運動啓発のため、横浜大空襲の日である5月29日を「横浜平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を市あげて行うこと。

2. 多文化共生社会の実現

- (1) 国際交流ラウンジ予算増額を当該区に要望すると同時に、国際交流ラウンジなど在住外国人の生活を支えるためのさまざまな事業を国際局に一元化しワンストップセンターとして機能させ、必要に応じて行政サービスなどを関係部署や外郭団体、NPOなどに委託すること。
- (2) 引き続き、新型コロナウイルス禍での在留外国人の要求と本市の対応を検証し、問題解決と同時に、今後の施策に生かすこと。
- (3) 在留外国人の横浜市多文化共生総合相談センターへのアクセスが容易にできるようインターネットを駆使するとともに、区役所、駅、商店街やスーパーマーケット、コンビニに協力依頼し、多言語での表示板などでお知らせを行うこと。
- (4) 市民経済労働部に外国人労働者のためのセクションを設置するとともに、各区役所に多言語による「外国人労働者相談窓口」を置くこと。

【市民局】

1. 区役所

- (1) 各区の自主性・特性の活性化を更に進めるための区づくり推進費を抜本的に増額すること。
- (2) 個人情報扱う部署は、原則正規職員で対応とすること。
- (3) 滋賀県野洲市の様に 区民の生活支援等を求める「困った」が気軽に相談できる生活支援課等の窓口は、わかりやすい場所に設置すること。また、相談にしっかり対応できる職員体制にすること。
- (4) 区役所において市が原爆被害者の会や市民団体と共に「原爆展」を開催し、原爆被害の実相をしっかりと次世代に継承する取り組みを行うこと。
- (5) 各区役所の税務課窓口には「市税の猶予制度のご案内」や「猶予の申請の手引き」を直ぐに見える所に掲示し、相談に来られた区民に対しては、納付が困難でやむを得ない場

合、納付を強要するのではなく、積極的に納税緩和措置を紹介するなど、住民税減免の制度周知を徹底し、丁寧な対応をすること。

- (6) 市民に寄り添った行政サービスを保障するためにも、現存の行政サービスコーナーを維持すること。

2. 横浜文化体育館再整備

- (1) 建て替える文化体育館は、興行に偏ることなく市民利用においても土日祝日の利用が阻害されないようにすること。

3. 人権

- (1) 「横浜市パートナーシップ宣誓制度」が周辺自治体と連携し適応できるよう努めること。
社会のあらゆる場面で、性的マイノリティーの権利保障と理解促進を図るための法整備（LGBT 平等法）を国に求めること。
- (2) 「パートナーシップ宣誓制度」については、性的少数者の方々の人権が尊重される社会に向け当事者の方々に対し個別専門相談や交流スペースなど当事者が必要としている支援策を更に充実させること。また市民には、講演会だけでなく様々な機会を捉え啓発を強めること。

4. 市民利用施設等

- (1) 市民利用施設内での新型コロナ感染防止のための消毒液などの購入費は、指定管理者の負担とならないようにすること。
- (2) 地区センターは誰もが利用できるようにするために、「受益者負担の考え方」の考え方を改め無料に戻すこと。
- (3) 地区センターやコミュニティハウスの老朽化が著しいトイレは局として現状を調査掌握し改修等計画をつくり、改修を急ぐこと。
- (4) 公共施設である市民利用施設の貸し出しについては、条例や利用規則の基本である憲法に保障されている国民の諸権利が侵されることのないよう、引き続き指定管理者に徹底すること。
- (5) 「市民利用施設等の利用者負担の考え方」や包括外部監査の意見に縛られることなく、コミュニティハウスの無料を維持し、市民活動を積極的に支援・推進すること。
- (6) 市民局の所管している市民利用施設においては、性的少数者の方々が安心して利用できるよう、多目的トイレ（誰でもトイレ）の設置計画を明確にし、整備を急ぐこと。
市民局が所管するプールは「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」を見直し、統廃合を改め、夏の市民の心身の健康を増進させる場を守る立場に立ち存続すること。

5. 地域スポーツ支援

- (1) 市民ニーズの高いサッカー・野球などを楽しめる場所の確保等、2022年度策定の第3期「横浜市スポーツ推進計画」の具体化を強めること。

6. 障害者スポーツ振興

- (1) 第3期「横浜市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを楽しむという権利を保障する立場から、市民局として健康福祉局とも連携し障害のある方々のスポーツ推進事業の拡充をはかること。また、そのための体制を構築すること。

7. 広報・広聴

- (1) パブリックコメントは住民自治の立場に立って、実施にあたっては、より多くの意見が寄せられるように、様々な方法で市民周知を強めること。
- (2) 「横浜市ウェブサイト」から各事業にたどり着くことが難しい。各局の施策や事業に容易に入れるようにすること。また、市民意見が反映できるようにする等、分かりやすいシステムにすること。

【文化観光局】

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組み

- (1) 感染防止のため、劇場関係者やアーティストの抗原検査やPCR検査は無料で受けられる体制を確立・強化させること。
- (2) 市民利用施設内での新型コロナ感染防止のための消毒液などの購入費は、指定管理者の負担とならないようにすること。
- (3) コロナ禍において、ミニシアター・小劇場・ライブハウスなどの経営が深刻である。横浜の文化の火を消さないためにも、家賃補助など市の独自施策を強化・拡充すること。
- (4) コロナ禍において、活動が制限されている市内在住アーティストや横浜を拠点に活動しているアーティストに対し、これまで以上に市独自の支援策を実施・強化すること。

2. 区民文化センター

- (1) 市民要望が高い区民文化センター（未整備区：南・西・中・保土ヶ谷）の整備は、再開発に合わせることなく、早急に計画をつくり、整備すること。また、サンハート（旭区）など既設の区民文化センターについては、修繕や設備の更新などを計画的に行えるよう必要な予算を確保すること。

3. 国際都市

- (1) 日中、日韓の関係が不安定な中で、「東アジア文化都市 友好協力都市協定」に基づく交流事業の意義・発展は益々重要となっている。コロナ禍の中においては日中韓都市間交流事業を中断さすことなく、リモートなどの工夫をし事業を拡充すること。また、事業内容を市民に知らせることに力を注ぐこと。

4. 次世代育成事業

- (1) 市内全小中高に満足度の高い文化・芸術事業を普及するために、芸術文化教育プログラム」の予算を大幅に増額し、文化芸術団体への直接支援などをすること。またそのため

の体制を図ること。

- (2) 芸術文化教育プログラムの実施では、全ての年齢の児童・生徒が受けられるようなプログラムにすること。又、そのための情報提供の強化やプログラムについても更なる充実をはかること。

5. 観光都市

- (1) 開港以降の歴史を生かした街づくりに文化観光局としても積極的に関与すること。また、市内で活動しているアーティスト等の活動の場としての活用なども工夫し、実施すること。

【経済局】

1. コロナ対策

- (1) 四半期ごとに行う景況・経営動向調査と切り離し、コロナウイルス禍での小規模事業者への影響実態を地域別及分野別の休業・廃業状況を調査公開し、今後の施策に生かすこと。
- (2) 長期化する新型コロナウイルス流行、異常円安物価高騰不況により解雇・雇止めなどにより職を失った方等を対象とし、全庁横断的に雇用創出の取組を進める緊急雇用創出事業については、規模を拡大し 2023 年度も引き続き実施すること。
- (3) 少額な設備投資を支援するための小規模事業者設備投資助成事業の対象、助成枠を拡げ引き続き実施すること。
- (4) 22 年度に創設した新型コロナウイルス特別資金を 23 年度においても継続するとともに無利子にし、利子補給期間の延長をすること。同時に申請から実行までの時間をできるだけ短縮すること。
- (5) 異常円安などによる物価高騰や長期化するコロナ禍の影響によって、融資の返済が経営を圧迫し、倒産・廃業することを避けるため、金融機関からの債務の免除、及び返済の大幅猶予制度などを創設すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、制度融資にかかわって、税金滞納があっても門前払いせず融資相談に応じ、速やかに換価・納税の猶予申請の手続きを勧奨・指導し、融資を受けられるようにすること。

2. 中小企業振興

- (1) 人口減少社会横浜到来を見据え、生産年齢人口を増やすため大企業、外国企業の誘致促進事業や大型公共事業から、市民生活関連公共事業を中心とした地域経済振興に重点を移し、内需拡大、地産地消、市内循環型経済に切り替え、本市の経済振興を、就業を含めた市民の豊かさ追求を正面切った目的そのものに据えること。
- (2) 10 年以上経過した横浜市中企業振興基本条例の成果を次の 10 年に引き続き発展させるため、庁内の横浜市中企業振興推進会議だけでなく、市内中小企業及び小規模事業者団体、有識者等を加えた委員会を設置し総括を行い、今後、一層の施策充実に反映させ

ること。

3. 小規模企業振興

- (1) 第186国会で成立した小規模企業振興基本法は、中小企業基本法の基本理念に則り、中小企業者の分類から小規模企業者を分け、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを掲げている。本市においても同法の基本理念に基づき、小規模企業振興基本条例を新たに制定、もしくは、現行本市中小企業振興基本条例を改定し、小規模企業振興にかかわる条項を加えること。
- (2) 引き続き「IDEC 横浜」が進める小規模事業者支援事業を市内小規模事業者への周知を高めるとともに、小規模企業振興基本法に基づいた小規模企業に特化した部署を局内に創設し、全区、全庁、関係外郭団体に法の理念の浸透を図ること。

4. 小規模事業者支援

- (1) 「IDEC 横浜」などが行う市内中小・小規模事業者の事業継続に向けた取組や新しい事業展開を支援するため、設備投資や販路開拓に係る経費助成事業を拡大し、そのための予算を大幅に増額すること。
- (2) 各区役所に区内経済振興を所管する経済課を設置し、「IDEC 横浜」の訪問相談事業に加え、生業として小規模事業者に対する営業と生活両面からの相談を受ける総合的な窓口を開設し、セミナー等の開催も含め、個々の小規模事業者の課題を解決すること。
- (3) 「小規模企業特別資金」「小規模企業資金繰り安定サポート資金」などの制度や、融資の継続実施をするとともに、無担保無保証ですぐに借りられる50万円以下の経済局独自の直接融資制度を創設すること。
- (4) コロナ感染の拡大・長期化、燃油、資材高騰で苦しむ中小企業・小規模事業者に対し、工場・店舗の家賃、機械・設備などのリース代への補助金制度を創設し、特に疲弊度高い小規模事業者に対する本市独自の持続化給付金の給付を行うこと。

5. 地域経済の仕事興し

- (1) 現在の企業立地促進条例を廃止し、財政支援を中心の企業誘致から本市の持つ都市としての魅力と立地条件、政令市人口1位というポテンシャルなど全面に打ち出した誘致活動とすること。
- (2) 本市公共工事をより多くの市内事業者へ拡大するため、小規模事業者への少額な公共工事を発注する「小規模事業者登録制度」を実施している県内の自治体を調査、研究し、本市においても導入すること。

6. 労働環境の改善

- (1) 建築業の人材の育成・確保に向けた横浜建築高等職業訓練校の重要性に鑑み、同校に対する支援の継続と同時に、新型コロナウイルス感染症で開催できない状況下、ユーチューブ等を利用した同校の紹介や「ハマの職人展」「ハマの職人塾」「建前披露事業」等の

見学会等を関係諸団体と協力し行うこと。同校の建前実習の場として市庁舎ホールを提供すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症を理由に縮小された「技能功労者等表彰」「技能者育成事業」を、感染症対策の見通しがつき次第従前の規模に戻すこと。
- (3) 公契約条例を制定するよう経済局から所管局に求めること。
- (4) シングルマザー、非正規雇用、雇止め、長時間労働、パワハラ、セクハラなども含め市民の雇用・労働問題解決に責任をもつため、378 万の人口を有する我が国最大の政令指定都市として雇用労働課を部に昇格させ、同時に 各区に労働相談の日を定期的に設け市民の抱える雇用・労働問題を直接把握、解決し、具体的施策に反映させること。
- (5) 引き続き若者層への労働者の権利やワークルールにかかわる啓発事業として、冊子「ワーキングガイド」及び「ワーキングガイド（アルバイト編）」等を中学、高校、大学の生徒学生一人一人に配布し、セミナー等を開催すること。
- (6) 企業立地促進条例認定事業者によるリストラやブラックな働き方など労働者の労働環境等に関する指導について、お願いベースではなく、条例の目的の柱に掲げている市民雇用の増大を踏まえ、市独自の調査に基づく指導・勧告を行い、是正に応じない当該認定事業者の認定を取り消し、過去の支援分の返却を求めること。
- (7) JFE スチール東日本製鉄所撤退による雇用や下請け企業、関連企業への影響を、掌握のうえで適切な支援策を実施すること。

7. 横浜市中心卸売市場

- (1) 福島第一原発事故はいまだ終息していないため、引き続き、本場市場での放射能検査体制を継続すること。同時に、水産物を取り扱う市場開設者として福島第一原発汚染処理水の海洋投棄を中止するよう国と東電に要求すること。

【こども青少年局】

1. 子どもの貧困解決

- (1) 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の中で、ユニセフから、新型コロナウイルス感染症による影響として、子どもの貧困が増加し、長期的な子どもの貧困対策の必要性が提言されているとの報告が出されていると述べている。この立場に立って、子どもの貧困解決のための予算を抜本的に増やすこと。
- (2) 子どもの居場所づくり活動支援補助金は、現在の30カ所から個所数を増やすとともに、補助額を増額すること。子どもの相談を受ける団体のネットワークを新たに築き、団体を支援・育成する仕組みをつくること。また、区役所が率先して、支援を必要としている保護者・子どもたちに団体や活動の情報と支援が確実に届く仕組みをつくること。
- (3) 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に盛り込まれた「若年無業女性への支援」では、家族から暴力を受けているなど、家庭に居場所のない若年女性（10代～20代）に対して、就労支援にとどまらず総合的な支援を行うこと。また、支援活動を行っている団体を支援すること。

- (4) 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に「ヤングケアラーに対する支援」が盛り込まれた。実施されたヤングケアラーの実態調査を踏まえて、当事者及び関係者の相談・支援窓口の設置など支援の施策・体制を早急に構築すること。

2. 放課後児童クラブ

- (1) 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、放課後児童クラブ・放課後キッズクラブに従事する職員が、定期的にPCR検査等を受けられるようにすること。
- (2) 子どもの特性に合った放課後の場を保障するのは市の責務であることから、保護者の負担が大きい放課後児童クラブの運営について、施設や指導員の処遇や一般事務作業など、基本的な運営に関わることにについては市が第一義的な責任を負うとともに、家賃は実態に合わせて上限を引き上げること。
- (3) 放課後児童クラブと放課後キッズクラブの保育料格差を解消すること。両事業の特性を生かすためにも、家庭の経済的理由によらずに選択できる環境づくりが必要であり、市独自に学童保育の保護者負担金を軽減するための財政措置をすること。
- (4) コロナ禍の長期化による変化に合わせて、現行の面積基準を改善し、コロナに対応した換気機能等、より良い環境の施設を実現できるよう直接支援を拡充すること。
- (5) 放課後児童クラブの職員配置基準を引き上げ、支援員の給与引き上げなど、抜本的な処遇改善を図ること。
- (6) 放課後児童クラブ運営にあたって 良好な衛生環境及び安全性を備えることは当然のことであるが、それとは別に緊急時の防災品の備蓄に特化した財政支援を行うこと。
- (7) 第2期子ども子育て支援事業計画で示されているように、利用する可能性がある児童がいつでも放課後児童クラブを利用できるよう、放課後児童クラブの増設については、住民や保護者任せではなく市として設置計画を持つこと。
- (8) 利用料減免対象について
- ①就学援助世帯にも拡大されたが、各クラブ雇用の事務担当者への申請に加え、区役所で申請を受けつけることなど、教育委員会と連携して新たな仕組みをつくり、申請先の選択肢を増やすこと。
- ②利用料減免について、市としてひとり親世帯・多子世帯にも対象を広げ、補助単価を増額すること。あわせて国へ要望すること。
- (9) 小規模（10人未満）の学童保育も補助を継続すること。
- (10) コロナが終息するまで、利用料返還補助を継続実施すること。
- (11) コロナが終息するまで、感染のリスクの中で業務を続ける職員に対して、特別手当を支給すること。
- (12) 国で新設された育成支援体制強化加算を拡充し、より利用しやすいものとなるよう、改善を国に求めること。
- (13) 令和4年度より、実施要項が変更され常勤支援員の条件は、金額が削除され、週所定労働時間が最低30時間のみの記述となったが、これでは処遇が保障されないことから、新たな雇用基準を策定すること。また更なる処遇改善、保育の質の向上のための

研修参加などを勤務時間に加えた形とすること。

- (14) 令和4年から土曜日は1日につき10時間以上かつ午後7時までの開所と定められたことで、開所しても土曜開所とみなされず運営費が削減されるクラブがあることから、現状に見合った柔軟な制度運用とすること。
- (15) 障害児がいつでも利用できるよう体制を整えるために、障害児対応の職員をすべての児童クラブで、年度当初から常勤で配置できるよう、補助基準額を拡充すること。

3. 放課後キッズクラブ

- (1) 2022年度より学校休業日の開所時間の前倒しに伴い月額500円が割り増しとなったが、影響と結果を検証すること。また、午後5時以降の利用について、平均値は平成30年度は13.4人、令和元年度は14.2人、令和2年度はコロナの影響で8.3人と減り、令和3年度15.6人となっているが、利用の少ないクラブについて、原因を究明した上で改善策をすみやかに講じること。
- (2) 校庭が使えない児童クラブがあることから、校庭利用の調整などについて、学校とキッズクラブと放課後児童クラブの懇談の場を持つしくみを市としてつくること。

4. 保育所等

- (1) 保護者負担を増やさずに保育の質を保てるよう、水道高熱費や食材費などの物価高騰に対する支援を継続し、保育所に行くこと。
- (2) 国の保育士配置基準は半世紀前に作られたものであり、昨今の社会情勢（コロナ禍による影響、労働環境の変化等）を踏まえて国に改善を求めること。定員割れを解消し保育環境の充実を図るために、市独自基準を0歳児2対1、1歳児3対1、2歳児4対1、3歳児10対1、4-5歳児15対1とすること。ローテーション保育士について、現行の基準から増員し、正規職員とすること。
- (3) 民間保育園に適用している市保育士配置基準を公立園にも適用し、公立園の保育士の正規職員を増やすこと。
- (4) 現在の園ごとの定員について、定員枠の弾力化・定員外入所は行わないこと。
- (5) コロナが終息するまでは、感染拡大の中でも、業務を継続した保育所職員に対する手当を市独自に支給すること。また、定期的にPCR検査等が受けられるようにすること。感染症拡大防止対策事業補助を継続すること。
- (6) 保育無償化の対象が負担の多い0-2歳にも広がるよう国に働きかけること。実現しない間は、市の独自事業として文字通り「保育の無償化」を実施すること。それが実現するまでの間、小学生以上の年の離れた兄弟がいる第2子、第3子は保育料減免が受けられないことから、年齢差に関係なく、生計を同一にする子どもとして、第2子を半額、第3子以降は無償の対象とすること。
- (7) 副食費の保護者負担について、市が補助を行うこと。
- (8) 児童虐待、子どもの貧困、配慮の必要な子どもの増加等、保育所が果たす役割は大きくなっており、中でもセーフティネットの役割が果たせる公立園はますます重要な存在に

なっている。「市立保育所の在り方」を見直し、これ以上の公立園の民間移管をただちにやめること。

- (9) 必要な保育士を確保するためには保育士の処遇改善が不可欠であり、令和 4 年に国の「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」が実施されたが、それだけでは不十分である。自治体独自の保育士確保策として、大田区では保育士応援手当の支給、足立区では奨学金返済支援事業などがあり、本市で働きたい保育士を増やすため、市独自の処遇改善策さらに充実させること。また、他の職種の職員も抜本的な処遇改善をはかること。
- (10) 保育の質向上のために、一定の経験年数を有する保育士の配置を要件とするなど、保育の質を担保する市の指針を定めること。
- (11) 宿舍借り上げ支援事業の支援を受けていない保育士への家賃補助を、保育士個人に直接行うこと。
- (12) 本来子どもの保育に使われるべき保育運営費の目的外使用を認めないよう、国に求めるとともに市要綱を改正すること。
- (13) 幼稚園の立地については基準が定められているが、保育園の立地についての基準はない。しかし保育園も幼稚園同様、子どもたちが過ごす保育の環境として相応しくない場所（高架下など）での設置は制限するべきである。騒音や振動など、立地を制限する基準を定めるよう国に求めること。それまでの間、本市独自の保育園の基準を定めること。また、面積基準を大幅に改善することを国に求め、市としても改善を進めること。
- (14) 横浜市子ども・子育て支援事業計画で見込まれている保育量に必要な保育士について、市として数値的目標を持った確保計画を策定すること。
- (15) 令和 4 年度から看護師配置の格付け単価上限額が引き上げられたが、これだけでは不十分であり、「看護師を 1 人まで保育士とみなせる」というしくみはやめること。保育所への看護師配置が進むよう（平成 26 年以前の水準の）看護師雇用加算を復活させるなど、さらに実効性のある確保策に取り組むこと。
- (16) 園庭の基準面積の緩和による弊害について、実態調査を行うこと。コロナ感染拡大のなか、園庭がなく公園で遊ぶ園児が複数の保育園から集まり、混雑した公園で遊ぶ実態がある。またコロナにより、手洗いうがいが励行されるなかで、トイレ・手洗い場のない公園・広場等で子どもたちを遊ばせることは、衛生上問題であり、園庭の代わりとしての機能は果たせない。公園を園庭がわりに使わざるを得ない場合は、トイレ・手洗い場などを整備すること。
- (17) 0.1.2 歳児の定員割れに関わって、定員が埋まるまでの期間、運営費を交付すること。
- (18) 兄弟児が同一園に入所できるように、利用調整におけるポイントを加算すること。
- (19) 配慮の必要な子どもへの支援ができるように、要配慮児童支援保育士雇用費制度を創設し、障害児等加配区分認定において保育現場の意見を尊重すること。また、障害児保育対象児童、特別支援保育対象児童、要配慮児童の保育について、区がサポートすること。
- (20) コロナが終息するまでは、保育所でクラスターが発生した場合、登園自粛が要請でき

る方針とするよう、国に求めること。

- (21) 保留児童の要因分析結果を受け、解消に向けた対策(1～2歳児受け入れ枠拡大など)に必要な予算を計上すること。

5. 認可外保育所

- (1) 長期化するコロナと物価高騰で苦境に立たされている認可外保育所に対して、認可園と同様に水道光熱費や食材費などの財政支援を行うこと。認可保育園や横浜保育室と同様の支援を行うこと。感染症拡大防止対策経費の補助を継続すること。
- (2) 認可外施設から認可施設への移行が、よりスムーズにできるよう支援策を拡充させること。
- (3) どの子にも等しく、質の高い保育が提供できるよう、認可外保育施設についても保育の質を担保する施策を強化し、所要の手立てを講ずること。具体的には、保育士を加配できるような助成制度を創設し、認可保育園を対象に行っているキャリアアップ制度などの処遇改善施策を認可外施設にも対象を広げ、保育士の労働が正しく評価されるようにすること。また、保育士の確保と定着を援助する施策を進めること。白井調査中
- (4) 横浜保育室への基本助成費と補助金のさらなる増額を行うこと。また、家賃補助額の増額を行うこと。認可施設への移行を希望している16の横浜保育室については、支援を強化すること。
- (5) 年度途中の入園希望にも柔軟に応えている横浜保育室への保育士雇用対策費について、年度当初(4～6月)だけでなく、1年を通して空定員分の基本助成費保障とすること。年度途中で入園できる保育所があることは、保護者の安心につながり横浜の子育て環境向上に貢献しているとの認識を持つこと。
- (6) 横浜保育室の児童・職員、届け出園の調理担当以外の職員に対しての健康診断費用を別建てで助成すること。
- (7) アレルギー対応を行っている横浜保育室への助成を行うこと。
- (8) 認可保育所の施設責任者として勤務する際の経験年数としてカウントできるよう、「届け出済み認可外保育施設」で施設長として勤務した経験と年数を評価するしくみを作ること。

6. 障害児支援

- (1) 放課後等デイサービスについて
 - ①「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」で定めている同性介助についての実態調査を行うこと。利用者への排泄介助のみならず、同性介助に関して、徹底した実施により、利用者の尊厳を守ること。集団指導、実地指導等は引き続き徹底すること。
 - ②放課後等デイサービスは、令和2年度の365カ所から3年度418カ所に増え、令和4年度は毎月5から10カ所ずつ事業所数が増加しているが、利用する際の選択の基準となるよう、質の評価を実施し公表すること。また安心して利用できるよう、監査責任を果たしサービスの質の向上に努めること。

- ③重症心身障害児対応の放課後デイサービスがない地域では、重症心身障害児の対応ができるように事業所を支援すること。
- (2) 医療的ケア児について
 - ①医療的ケア児支援法に基づき、引き続き医療局等と連携し、小児看護師の育成・確保に努め、保育現場に必要な看護師を確保すること。また保育所等勤務の看護師を支える仕組みを作ること。
 - ②医療的ケア児・者等コーディネーターは、1区に1人配置すること。
- (3) 学齢後期障害児支援事業は、現在3カ所となっているが、直ちに第4期横浜市障害者プランの計画（4カ所）を実行すること。ニーズに合わせて、各区に設置する計画を持つこと。発達障害及びB2の手帳取得者について、対象を小学生としている療育機関の関与を18歳まで引き上げるなど、支援を継続するしくみをつくること。
- (4) ニーズの高い地域療育センターの機能充実を図ること。人員（医師）の抜本的な拡充をはかり、診断までの待ち期間（令和2年度は3.5か月、令和3年度は4.6か月）の短縮を図ること。また医師の診断がなくても利用できるサービスを充実させ、子育ての不安や子どもの発達に応えられる体制を構築すること。地域療育センターそのものの増設計画をもつこと。
- (5) 第4期障害者プランで掲げている、地域療育センターによる保育所幼稚園巡回指導・小学校訪問教職員研修が着実に行えるよう、人管理体制を抜本的に強化すること。
- (6) 肢体不自由児、重症心身障害児や医療的ケアが必要な特別支援学校卒業生が、学校のよう毎日通える受け入れ先を増やすこと。
- (7) 特別児童扶養手当について、申請に対する不支給が大幅増となり令和元年度から、6割却下となっている。判定のプロセスを見直すこと。

7. 児童虐待・育児不安への対策

- (1) 児童相談所は、あらゆる児童家庭相談について対応するとされているが、児童虐待相談等の急増により、緊急かつ高度な専門的対応が求められている。急増する児童虐待件数及び一時保護件数に対応するために、2022年度の増員に加え、さらに既存の児童相談所の人管理体制を強化すること。また、一時保護所の増設を行うこと。特に、児童心理司について国の配置基準（児童福祉士2人に対し児童心理士1人）に一刻も早く到達するようにすること。また、（仮称）東部児童相談所の整備を着実に実施するとともに、さらなる増設計画をもつこと。児相職員の不祥事については、「再発防止検討報告書」に基づき、再発防止を図ること。
- (2) 2か年かけて全区に設置された「こども家庭総合支援拠点」において、増加する児童虐待に対応できるよう、区役所に専門職をさらに増員すること。拠点に相応しく、母子保健、地域子育て支援に携わる区役所職員を増員し体制を強化すること。
- (3) 長期化するコロナ禍のなか、子育て世帯の孤立防止、虐待の未然防止や早期発見のためにも、「こんにちは 赤ちゃん訪問事業」を100区実施すること。また、コロナ禍により里帰り出産ができないなど、必要な支援が得られない母親が増えていることか

ら、助産師や保健師が訪問する母子訪問は2か月以内に全員に実施すること。

- (4) だれもが安心して出産できるよう、妊婦健康診査費用補助券の枚数を増やすこと。出産費用ゼロは市長公約であり、国の対応を待っているのではなく、少なくとも市独自に負担減等を検討し、予算化すること。
- (5) 不育症について、市独自に治療費助成制度を創設すること。

8. 引きこもりの若者の自立支援

- (1) 15～39歳の引きこもりの若者を支援する 青少年相談センターが移転しスペースが増え、40歳～64歳の引きこもりについても、相談窓口が設置されたが、令和4年実施の「子ども・若者実態調査」に基づき、ニーズに応えられるよう計画をつくること。
- (2) 引きこもりの若者の自立支援強化のために、地域ユースプラザの増設をおこなうこと。さらに区役所での相談は、相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチができるような体制をつくること。
- (3) 引きこもりの若者支援の役割を担っている自主的サークルに対して、居場所としての役割を果たしているのみならず、「教育機会確保法」の精神に則りその役割を認め、公的補助を行うこと。
- (4) 長期化しているコロナの影響もあり、就労困難を抱える若者が増えている。失業、進路に悩む若者、高校・大学等中退者のサポート機能充実のためにも、若者サポートステーションを増設・充実すること。

9. 青少年を育む地域の環境づくり

- (1) 7区で設置されている「青少年の地域活動拠点」について、未設置区への設置計画を持ち全区で展開すること。

10. 原発事故による放射線被害への対応

- (1) 空間放射線量の測定結果に関わらず、放射性物質が土壤に含まれていることの危険性を直視すること。300園の保育園などに埋設された除去土壌は、埋設状況を公表し、そのすべてを北部汚泥資源化センターの保管施設に移動させること。

【健康福祉局】

1. 国民健康保険

- (1) 国民健康保険は加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。そんな低所得の加入世帯が多い国民健康保険であるにも関わらず、保険料が高すぎます。都道府県化を利用した値上げは認められません。国・県に対して高すぎる国民健康保険料を引き下げるように国庫負担を増やすよう強く求めること。また市独自でも、法定外繰り入れの実施、均等割分の縮小廃止を行うこと。子どものいる世帯の所得控除を拡充し子どもの均等割りを18歳ま

で全額減免とすること。また障害者のいる世帯にも所得控除を行い保険料を引き下げること。

- (2) 高すぎる国民健康保険料の支払いについて、保険料減免や換価猶予制度などの制度をあらゆる方法で知らせること。機械的な徴収・差し押さえはしないこと。また各区の納付相談の窓口職員は、市民が相談しやすい窓口となるように徹底すること。
- (3) 「区役所に相談するように」という文言だけでなく、必要な方にはこういう制度があることを示すために、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の案内を保険料の通知書に同封すること。
- (4) 区役所だけではなく、医療費の減免・徴収猶予制度の周知を医療機関にも協力してもらい、医療機関の窓口にチラシを置くなど市民がその情報にアクセスしやすくなるようにできる限りの手立てをとること。また対象を外来（日帰り手術など）などへも拡大するよう国に求めること。
- (5) コロナによる影響を受けた世帯に対する、国保保険料、介護保険料、後期高齢者保険料の減免の基準を前年度ではなくコロナ前の収入を基準として減免を適用するよう国に求めること。
- (6) 「国民健康保険ガイドブック」に厚労省の「差額ベッドについて」の通知を掲載し、差額ベッド料についての正しい知識を普及させること。

2. 高齢者・介護施策（介護保険料・利用料）

- (1) 保険料の引き下げのため国庫負担を引き上げるよう国に求めること。利用料についてもお金の心配なく必要な人が必要な介護サービスを受けられる介護保険制度になるよう、抜本的な改善を国に求めること。また市としての独自減免制度を拡充すること。
- (2) 介護保険料の滞納者への制裁措置である給付制限措置は、納付相談とは切り離して給付制限を行わないこと。
- (3) 補足給付の申請に対して、制度活用が進むように、通帳の写しや残高照会承諾書を配偶者までを含め、提出させることは求めないよう、国に求めること。
- (4) 生活保護境界層該当措置についての制度案内の周知について、ホームページや生活支援課窓口だけでなくとどまらず、チラシも作成し広く周知すること。

3. 高齢者・介護施策（介護サービス）

- (1) 介護認定について、「所要日数の短縮」などとあいまいにせず、法律通り申請後 30 日以内に認定すること。特に、末期がん患者さんなどが入院中に申請して在宅介護サービスへ移行する際などは短期で結論を出す対応を行うこと。
- (2) 認知症患者や家族を支援する「認知症カフェ」を市民へさらに周知すること。また活動の充実が図れるよう補助金を増額すること。

4. 高齢者・介護施策（介護施設と住まい）

- (1) 特別養護老人ホームについて、現行 10 か月程度の入所待ち期間の短縮に向けて整備を

さらに進めること。

- (2) 盲・ろう高齢者など、障害のある高齢者が特別養護老人ホームに入所できるよう入所枠の設定をすること。また他都市のような専用施設を設置すること。
- (3) 特養ホームの入所の要件が原則要介護 3 以上だが、要介護 1・2 でも特例入所の 4 要件を満たせば入所できることを市のホームページ等に加え、引き続きあらゆる機会を利用して市民に周知すること。また要介護 1・2 というだけで退所扱いにならず継続入所できるよう、特例入所要件の周知も引き続き徹底すること。
- (4) 高齢者の住まいについて建築局と連携し要望の多い市営住宅を増設すること。また「家賃補助付きセーフティネット住宅」の供給戸数があまりにも少なすぎる状況を抜本的に改善すること。
- (5) 認知症高齢者グループホームについてのニーズ調査を行い、整備計画を策定すること。
- (6) サービス付き高齢者住宅も少ない高齢者施設の一翼を担っているため、利用する低所得者に対し、施設サービス利用者に適用される部屋代の負担軽減を適用させる（補足給付）ことや、家賃補助付きセーフティネット住宅と見なすなど、入居費の助成を行うこと。
- (7) 未届けの有料老人ホームに入所している高齢者の実態調査を行うこと。不適切な環境に置かれている高齢者を速やかに養護老人ホームなどへ入所させること。

5. 高齢者・介護施策(介護人材確保)

- (1) 介護職の抜本的な処遇改善を国に求めること。また市独自の助成を行うなど、処遇改善施策を拡充して直接職員に届くようにすること。また同じ介護職で病院勤務看護補助者にも処遇改善を適用するよう国に求めること。
- (2) 介護人材の確保計画を市として作成すること。
- (3) 地域包括支援センターの人員配置について、現場からは激増する業務量に配置人員が足りていないとの声を聞いています。早急に実態調査を行い、人員配置基準を引き上げること。
- (4) 国で介護施設の人員配置基準について、介護ロボットや見守りセンサーを導入することを条件にして、人員配置基準を引き下げることが検討していると聞いているが、現行基準でも足りない人員配置基準がこれ以上緩められることがないよう国に介護現場の実態などを伝え逆に改善が図られるよう国に要望すること。

6. 高齢者・介護施策(その他)

- (1) 敬老パスの自己負担の引き下げ・廃止についての検討を始めること。検討にあたっては、制度の波及効果を社会参加、健康効果、経済効果、環境効果の側面から数値化すること。
- (2) 高齢化社会に備えて認知症高齢者事故救済保険制度を本人負担なしで導入すること。
- (3) 高齢難聴者の補聴器購入に対し、健康保険の適用と助成制度創設を国に働きかけること。国の制度ができるまで、市独自に助成を行うこと。
- (4) 高齢者のあんしん電話の普及が進むよう、月額利用料金の見直しや携帯でも利用ができるように。緊急連絡先がない場合など、施策の見直しを測ること。

7. 後期高齢者医療制度

- (1) 後期高齢者医療制度でも、実質的に短期証の発行をなくすよう後期高齢者広域連合へ市として求めること。
- (2) 差別的な後期高齢者医療制度は廃止して元の老人保健制度に戻すよう国に働きかけること。
- (3) 後期高齢者医療制度の保険料を引き下げや減免制度の拡充を県後期高齢者医療広域連合に市として求めること。

8. 障害者施策（全般）

- (1) 今まで障害者当事者や家族の団体などの案内・紹介を区役所窓口など行政の支援窓口で行っていたが、団体の構成員の減少は止まりません。さらに積極的な対策が必要です。医療機関でも障害者団体の案内を渡してもらえるように働きかけたり、今まで以上の対策をとること。
- (2) 障害者の成人式について、全市での実施支援は継続することはもちろんのこと、区毎の開催にむけて市として方針を持つこと。
- (3) 障害者が親なき後も安心して生活できるように、障害者基礎年金の引き上げを国に市として強く求めること。また障害年金の手続きについて、市として手続きの支援を行うこと。
- (4) 障害者団体などとの懇談を恒常的に行い障害者雇用の場を広げるために、自主製品の常設売店を大幅に増やすこと。新市庁舎でもパンの販売にとどまらず実施することと、市営地下鉄駅構内などの公的施設やスペースを今以上に使えるようにすること。
- (5) 障害者の社会参加促進のため福祉パスを無料に戻すことで、市としての障害者施策に積極的な姿勢を打ち出すこと。
- (6) グループホーム・地域活動支援センター・就労継続支援事業所・移動サービス事業所等で職員が確保・定着できるよう、例えば家賃補助事業など、市として福祉人材確保に様々な支援をすること。
- (7) 団体支援の重要性を認識しているのであれば、諸団体の厳しい運営実態を鑑みて、障害者支援団体への運営補助金を増額をすること。
- (8) 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援事業障害児者計画相談支援の質の向上を図るため、報酬引き上げを国に求めること。また市として運営費等の助成を実施すること。
- (9) 多目的トイレの目的や利用マナーについて市民への周知徹底をはかること。施設等の新設または改修時に限らず設置が進むように取り組むこと。利用者用のマップやアプリを市として作成すること。また、オストメイト対応トイレの設置に努めることとされている一定規模の施設での多目的トイレ（誰でもトイレ）の設置が進むよう助成制度の充実を図ること。
- (10) オストメイト対応トイレで初期のものについて、「流れの悪い汚物流し」「ペーパーホルダーの位置」など改善が必要で、至急横浜ラポールや市健康福祉総合センターのトイレ

レは改善をはかること。

- (1 1) オストメイト対応トイレの表記がマークではなく、啓発用に「オストメイトとは・・・」などの文章で掲示すること。
- (1 2) ストーマ装具の給付金について、同じオストメイトの中でも装具の交換頻度の多いイレオストミーの方に対して、実態に合わせて給付額を増額すること。
- (1 3) コロナ禍の中、リモート会議に参加するためのパソコンやタブレットを日常生活用具として給付すること。
- (1 4) 横浜市中途障害者地域活動センターの運営基本費を増額すること。
- (1 5) 地域活動支援センター作業所型と、精神作業所型のサービス格差をなくすこと。
- (1 6) 障害者介護において、障害者が安心して老後を過ごせるよう介護保険優先の原則にとらわれない障害者介護を進めること。
- (1 7) 重度障害者医療費助成制度について、現状制度を継続すること。
- (1 8) 様々な地域活動において、障害者が参加しやすい環境を整えること。
- (1 9) 障害者の仲間づくりへの支援を行うこと。
- (2 0) 医療的ケア児に対応する人材づくりのため、看護師だけでなく喀痰吸引などの 3 号研修を受けたヘルパーが増えるよう施策を進めること。
- (2 1) 不足している障害者歯科二次医療機関の状況に鑑み、新たな歯科保健医療センターの設置を進めること。
- (2 2) 障害のある人が自立に向けた生活が送れるよう、また生活が少しでも便利になるように実施されている計画相談支援について、その内容が適切な計画かどうかの第三者評価ができる体制をとること。

9. 障害者施策（住まい）

- (1) 障害種別の入居施設に関するニーズ調査を行うこと。
- (2) ニーズの多い「発達障害者サポートホーム」をさらに設置個所数を増やすこと。
- (3) 強度行動障害の方を障害者グループホームで受け入れる際の「特別加算」について増額すること。
- (4) 現行のセーフティネット住宅だけでなく、ユニバーサルデザインの賃貸住宅の設置を推進するような取り組みを行うこと。
- (5) 地域での精神障害者の福祉施設への理解が進むように、教育と啓発事業を強めること。

10. 障害者施策（精神）

- (1) 市内に 3 か所しかない宿泊型自立訓練施設の増設が進むよう支援施策を充実させること。
- (2) 地域での精神障害者の福祉施設への理解が進むように、教育と啓発事業を強めること。
- (3) 保土ヶ谷区で区事業として具体化されているアウトリーチ事業のように、本市の精神障害者施策の柱としてアウトリーチ事業を位置づけ施策化すること。
- (4) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについて、当事者や当該団体等に対して、

説明会を行うなど広報に務めること

- (5) 精神科病棟の職員配置については、いわゆる「精神科特例」は明らかに低い医療人員水準である実態がどうなっているのか、市としても実態をつかみ国に改善を求めること。
- (6) 精神障害者の入院環境について、身体拘束ゼロとなるよう市として国に働きかけること。
- (7) 全区での家族教室の実施を援助して、当事者等に家族会の存在を周知させること。
- (8) 精神障害者保健福祉手帳取得者の増加に伴い、区の精神障害担当の医療ソーシャルワーカー（MSW）を増員すること。
- (9) 社会福祉法人型地域活動ホームのショートステイ事業が利用しやすくなるよう市として実態をつかみ、体制強化のため市として援助を行うこと。
- (10) 医療機関と結びついていない精神障害者に対して、生活支援センターなど関係機関とは別に、粘り強く訪問・支援を行っている民間支援団体等に対して、市として援助を行うこと。
- (11) 精神障害者の働く場として市委託事業の継続と障害者の店（目的外使用許可）の継続、拡大を図ること。また、市および関係機関において精神障害者雇用の更なる拡大、充実を引き続きはかること。現在協議をされている野毛ちかみちの公共空間の使用について実現できるよう尽力すること。
- (12) 重度障害者医療費助成制度は、県基準にとどまらず、相模原市や藤沢市、鎌倉市などのように精神障害者 1 級の入院と 2 級の通院と入院にも広げる陽予算の拡充を行うこと。
- (13) 精神障害者に対して自立支援医療（2 年ごと）・障害者手帳・障害年金更新時の診断書提出が義務付けられており、他障害では診断書作成料は無料なのに精神障害だけ有料とされている。この不合理な待遇の改善を図り、診断書を無料とするよう国に求めるとともに、国が実施するまでは市として補助すること。
- (14) 精神障害者の社会的入院について地域移行が促進するように、地域移行の数値目標を持つこと。
- (15) JR 運賃や私鉄運賃・航空運賃・有料道路料金などの割引を他障害者と同様に精神障害者にも行うよう他都市と連携して国に働きかけること。
- (16) 強度行動障害に特化した拠点施設の設置を進めること。

11. 障害者施策（移動）

- (1) ガイドボランティアに自己負担をさせないよう、奨励金は実費支給とすること。
- (2) ガイドヘルパーの報酬単価をさらに引き上げること。また同行援護中の交通費を助成すること。ヘルパーがいなければ福祉バス等の利用ができない場合、ガイドヘルパーの同行援護を、バスでの移動時間も含めて全行程について、認めること。
- (3) 障害者にとってニーズの高いハンディキャブ（リフト付き小型車両）を増車すること。またその利用方法について、通院以外は市外への運行ができないため、市外も可とすること。
- (4) ガイドヘルプ事業の利用目的を緩和すること。

- (5) 障害者が働ける条件を整備するため、通勤などでのガイドヘルパーやガイドボランティアの利用を認めること。
- (6) 盲・ろう特別支援学校の幼児とろう特別支援学校小学部の児童は、保護者が通学の付き添いができない場合、多額の自己負担でヘルパーを頼むか、やむを得ず欠席している現状もあり、それらを解消するためにも、ガイドヘルプ事業の通学通所支援対象者に幼児と聴覚障害児を加えること。
- (7) 電動車いすが乗り込めるUDタクシーの増車される養子として働きかけること。
- (8) 福祉タクシー利用券について、一回利用の上限7枚までという制限をなくすこと。
- (9) 障害者用の駐車施設を必要とする人に利用証（許可証）を交付して、駐車車両を識別できるようにして許可車両以外の不正駐車を防ぐ「パーキングパーミット制度」の導入が促進するよう市として働きかけること。

12. 障害者施策（視覚）

- (1) 就労支援センターをさらに増やすこと。
- (2) 市からの視覚障害者への送付文章について、健康福祉局と税金・市営住宅の通知の点字化対応にとどまらず、暮らしに必要な市からのお知らせ文書の点字化を全庁的に推進していくような実行計画をつくり進めること。
- (3) 視覚障害者の情報保障を担える施設として、点字図書館機能を備えた視覚障害者支援センター（仮称）の設置を検討すること。
- (4) 点訳・音訳養成講座をさらに拡充すること。
- (5) バス停の行先についての音声自動案内装置の設置を検討すること。
- (6) ウェブサイトのバリアフリー化が公共機関だけでなく民間事業所も義務化となったが、現実はまだ進んでいないため、本市のウェブサイト改善させることと、民間事業所でも改善が図られるよう啓発すること。
- (7) 視覚障害者の就労の機会を拡大させるよう重度障害者等就労支援特別事業が障害当事者にとって使える事業となるよう市として事業促進をはかること。

13. 障害者施策（聴覚）

- (1) 難聴高齢者の補聴器購入に公費助成制度を導入すること。
- (2) 手話言語法制定に向けて国に対してはたらきかけていくこと。
- (3) 難聴者の情報保障のため、タブレット操作講習の対象にスマホも加えること。
- (4) コロナ禍の中、難聴者も利用できるような、声の字幕を付与したオンライン医療システムのモデル実施を行うこと。
- (5) 人工内耳の電池購入を補装具支給制度に加えるように国に働きかけること。
- (6) 中途失聴難聴者政策として、AIボイス筆談機「ポケットーク mini」および「タブレット mini」を聴覚障害者の日常生活補装具の助成対象に追加すること。
- (7) 聴覚障害者を移動支援事業の対象とすること。
- (8) 当事者団体が県域を越えて会議を開催し本市で行われた場合、要約筆記の派遣について

無料で行うこと。

(9) 市健康福祉センター10階の食堂を再開すること。

(10) 難聴と補聴器に関して実態調査を行うこと。

14. 障害者施策（呼吸）

(1) パルスオキシメーター（血中酸素量測定器）は呼吸機能障害者が日常生活を送るにあたって欠かせないため、現在障害3級まで認められている購入補助対象を4級までの全等級に広げること。

(2) 呼吸リハビリを受けられる医療施設をさらに増やすよう働きかけること。

(3) 自立支援医療（更生医療）の対象に「肺」を入れるよう国に働きかけること。

(4) 在宅酸素療法者に対して災害時対応について意思統一を測られるように、事業者・市・当事者団体などでの定期的会議を開催するようにすること。

15. 障害者施策（医療的ケア）

(1) 多機能型拠点に併設される医療機関では、宿泊サービス利用時は医療保険での算定が可能だが、通所施設の場合、現場で経管栄養、人工呼吸、酸素吸入などの医療行為が必要であるにもかかわらず、医療保険制度では医療提供の場として原則認められていないため費用請求ができない。国に改善を申し入れること。

16. 障害者施策（腎臓等）

(1) オストメイト装具助成事業において、消化器系のオストメイトの中で回腸部にストーマがある場合、交換頻度が高いため、助成金が不足している。公平性の観点から尿路系と同額になるよう増額すること。

(2) 発災時に、透析患者の対応が十分にできるよう方面別の会議で日頃から情報共有しておくこと。

17. 障害者施策（身体）

(1) 高齢の視覚障害者のために、機能訓練事業所・生活訓練事業所において歩行訓練士の配置を促進させること。

(2) 障害者宿泊施設「横浜あゆみ荘」に車いすを利用して宿泊できるよう、洋室をさらに増やすこと。また、重度障害者対応のリクライニングベッドを設置すること。

18. 障害者施策（重症心身障害）

(1) 特別支援学校等を卒業する重症心身障害一人ひとりにあった日中活動の場（就労支援事業所、生活介護事業所など）を増やし福祉就労の場を充実させ、速やかに提供すること。

(2) 特別支援学校高等部卒業後の進路が見つからない状況を解消するため、就労支援事業所、生活介護事業所を増やし、福祉就労の場を充実させること。

(3) 重度障害者の入院の際に必要な付き添い介護者分の新型コロナ検査費用などの公

費負担を国に求めること。

- (4) 重度訪問介護の担い手を増やすよう市として養成すること。
- (5) 電動車いすで使えるトイレの設置を進め、その情報を当事者団体に知らせること。
- (6) 在宅重度障害者のコロナワクチン接種について、リスクの高いため、希望する方が優先的に摂取できるよう手配すること。
- (7) 電動車いす利用者が救急搬送される場合、身体だけを運ぶのではなく電動車いすごと運べるよう、ハンディキャブでの搬送もできるよう対応すること。
- (8) 市役所の駐車場でハンディキャブや介護タクシーの利用をどうするのか明示すること。
- (9) 重症心身障害児者の専門医や入院受け入れ可能医療機関の情報を一元的に蓄積し常時情報提供ができる「横浜市医療情報センター（仮）」を実現すること。
- (10) 重症心身障害者が利用できる医療的ケア付きの短期入所ができる施設を増やすこと。

19. 障害者施策（防災）

- (1) 重度在宅障害者の「個別支援計画」を策定することはもちろんのこと、実際の避難支援をどうするのか、発災時に実際機能するよう具体化を図ること。
- (2) 地域防災拠点の運営や訓練に障害当事者が参加するよう進めること。体育館だけでなく教室利用を可能とすること。また、福祉避難所の情報などとともに周知すること。
- (3) 透析施設が災害時に機能しなくなることを想定した広域的な対策を立てること。
- (4) 聴覚障害者を対象とした地震震度情報、気象情報などの防災情報をEメールで配信するサービスを必要とする全ての聴覚障害者へ周知すること。
- (5) 地域防災拠点にオストメイト簡易トイレを備蓄することや、車いす対応の簡易トイレを用意すること。
- (6) 民間施設とも協定を結び福祉避難所を抜本的に増やすこと。またその際、障害者施設が福祉避難所になるようにすること。
- (7) 発災時、地域防災拠点を開設する際に、透析患者など内部障害者対応の窓口をつくること。
- (8) 障害者への災害時の情報保障について、その障害特性に合わせて情報保障をすること。

20. 障害者施策（スポーツ）

- (1) 横浜ラポールの現行修繕方針を見直し、抜本的な修繕計画を策定すること。
- (2) 横浜ラポールでの会員登録や利用申し込みについて、ネットでもできるようにすること。また、横浜ラポール内での支払いについて、電子マネーなど使用できる環境を整えること。
- (3) 障害者スポーツ推進のために、障害者スポーツ団体の連絡協議会の開催や推進体制を強化すること。

21. 依存症対策

- (1) 依存症関係民間団体ネットワークへの支援をさらに充実させること。依存症に対応でき

る医療機関を増やすこと。また、市として取り組んでいる家族支援のワークショップの内容を充実させること。

2.2. 生活保護施策など

- (1) 相談はプライバシーが確保できるよう間仕切りではなく個室で行うなど窓口の相談環境を向上させること。
- (2) 住居確保支援について本人まかせではなく確保できるまで市として責任を持つこと。
- (3) 本市として制度の補足率を調査すること。申請への心理的ハードルを低くするために、本市の申請書類の簡略化、法で定められていない書類の廃止、扶養照会の一律停止を行うこと。
- (4) 常勤ケースワーカーの担当世帯を 80 世帯となっているのか、明らかにすること。またその基準に合わない場合は配置数を引き上げること。その際、配置は福祉専門職とすること。またワーカーの研修についてはしっかりその時間を保障すること。
- (5) 生活保護基準の引き上げを国に求めること。引き下げられた住居費について、元に戻すよう国に求めること。当面、市として交付金を活用して物価高騰に対応して一時金を支給すること。
- (6) 生活保護を申請する権利を相談をすることが前提にするべきではありません。生活保護のしおりと申請書は、どなたでも手に取れる場所に配架すること。また「生活保護の利用は国民の権利です」というポスター掲示など更なる市民周知をはかること。
- (7) 健康福祉局生活支援課への警察官 0B の配置はやめること。
- (8) 市内には、劣悪な住環境に生活保護利用者を囲い込んで高額な利用料を徴収する「貧困ビジネス」施設について、経過措置ではなく、直ちに条例基準を満たすよう求めること。それに応じない場合は、直ちに生活保護入居者を転居させること。
- (9) 簡易宿伯所を一時利用ではなく終の棲家として、多くの高齢単身者が生活保護制度や介護サービスを利用して暮らしている実態がある。市としてこのような実態を解消する対策を持つこと。
- (10) 生活保護利用世帯へ、敬老パスと福祉パスは無料にすること。
- (11) 生活保護利用や低所得世帯の高校生が経済的理由で退学することのないよう、教育委員会と連携し、生活保護・低所得のみを要件とする市独自の給付型奨学金制度を創設すること。寄り添い型学習支援のさらなる充実をはかること。
- (12) 生活保護利用世帯の高校生が大学等への進学について、世帯分離され、保護対象から外されるため、進学は困難なのが実態である。国に大学進学を認めるよう求め、世帯分離の廃止、一時金の増額など、改善を求めること。また、貧困の連鎖を断ち切るのは教育であることから、教育委員会と連携し、市独自の大学生等向けの給付型奨学金制度を創設すること。
- (13) すべての生活保護利用者のエアコン設置と夏季加算を国に求めること。またエアコン未設置の世帯のうち、設置を希望するすべての世帯に、エアコン設置補助をすること。
- (14) ひとり親世帯が生活保護を利用しやすくするための対策として、母子世帯に向けたパ

ンフやしおりを作成すること。

- (15) 生活保護制度を利用している家庭の高校生で、卒業後に就職の選択をした場合、希望する方に対して就業前に運転免許をとる支援を行うこと。
- (16) 物価高騰が続くなか、それに見合った生活保護費とするよう国に求めること。市独自の生活支援金として一時金を支給すること。

23. その他（簡易宿泊所・違法民泊）

- (1) 引き続き簡易宿泊所に対し、消防局、建築局と連携して違反や不適合事項を是正させ、衛生と安全を確保すること。

24. 医療費助成

- (1) 小児医療費助成制度について、対象年齢を18歳まで拡充すること。
- (2) ひとり親家庭医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。
- (3) 市内のぜんそく患者の実態調査を行うこと。また国のぜんそく患者への支援制度が創設されるよう働きかけること。
- (4) 基本的出産費用を無料とすること。

25. 医療施策

- (1) 定期予防接種について、2018年4月から相模原市と町田市で行われているように、本市でも隣接市との相互乗り入れを、隣接自治体との間で実現すること。
- (2) 50歳以上を対象とした带状疱疹ワクチン接種について、接種費用の助成を国へ求めると、制度が創設されるまでは、市独自に助成を行うこと。

26. その他の医療施策

- (1) 保健所について、中長期的な本市の保健所機能の強化計画を策定すること。新たな新興感染症や災害時の危機管理体制・在宅医療の推進を図るために、区福祉保健センター長には医師を配置することやセンターを保健所として格上げして18区の保健所体制に戻すことなどを強化計画に盛り込むこと。
- (2) 子宮頸がんワクチンの副反応被害者に対する支援を継続すること。
- (3) コロナ禍で落ちてしまったガン検診受診率を高めるようにすること。
- (4) 胃がん検診の受診率向上のため、自己負担金を減額させるよう検討すること。
- (5) 20歳女性と40歳女性が無料クーポンで受けられるがん検診について、対象者の受診率のさらなる向上を図ること。そのために夜間や休日に受診できるようにすること。
- (6) 医療費の一部負担金の免除が病院の判断でできる無料低額診療施設をもっと増やすよう、市内医療機関に働きかけること。また、同事業を広く市民に周知するよう、ホームページでの掲載、区役所生活支援課だけへの情報提供にとどまらず、国保のしおりに記載し国保の窓口で案内するなど、関係部署あげて行うこと。
- (7) 無料低額診療事業へ薬剤も対象とするよう国に求めること。またそれまでは那覇市のよ

うに、薬代の窓口負担分を助成する事業を、本市でも実施すること。

- (8) 無料低額診療事業参加医療機関が増えるよう市立3病院や中核病院・市大病院なども無料低額診療施設となるよう働きかけること。
- (9) 30歳 35歳 40歳の節目検診（特定検診・がん検診・歯科検診セット）を創設すること。
- (10) 65歳以上の方で希望する方に対して年に一回無料で受けられる聴力検査を実施すること。

27. 動物

- (1) 本市の動物愛護センターの殺処分ゼロとすること。
- (2) 地域猫活動への財政支援を引き続き行うこと。不妊去勢手術の助成金を増やすこと。
- (3) 「地域防災拠点でのペットとの同行避難ガイドライン」に基づき、地域防災拠点における飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備を支援すること。

28. 墓地

- (1) 市民の住環境を守るために、墓地条例に距離規定や宗教法人の本院限定などを盛り込むこと。
- (2) 舞岡地区公園型墓地整備、旧深谷通信所における公園型墓園の整備を着実に進めること。市営墓地整備にあたっては、墓石型から納骨堂型、合葬式にニーズに合わせてシフトすること。
- (3) 東部方面斎場について、周辺の交通環境が安全になるよう整備すること。

29. 受動喫煙対策

- (1) 改正健康増進法と県条例に基づき、受動喫煙の防止を徹底して取り組むこと。また歩きたばこへの対策を強化すること。

30. その他

- (1) 民生委員の担い手を増えるように、増え続けている民生委員の負担軽減を図ること。
- (2) 建設アスベスト被害の救済について、市としてアスベスト肺の診断ができる医療機関を増やすこと。

【医療局】

1. 災害時医療施策

- (1) 災害時、避難所や救護所などを巡回して医療救護活動を行う医師会に対して必要な防災用具に対する補助を行うこと。
- (2) 災害時医療提供体制を確保するため、各病院が自力で行っている自家発電装置の整備、医薬品等の備蓄などに対する財政支援を行うこと。

2. 保健医療施策

- (1) 医業税制（事業税非課税・租税特別措置法第 26 条）の存続を求めるよう、国に働きかけること。
- (2) 国に対し、診療報酬での消費税の補填状況を十分に検証し、しっかり補填されるよう国に働きかけること。
- (3) 休日急患診療所の建て替え計画を前倒しして進めること。また建て替え補助金額について相場に合わせて見直しすること。
- (4) 学校医について、市立学校へのメンタルヘルスオンライン相談室の設置に向けて検討すること。
- (5) 市立学校の健康管理システムを構築すること。
- (6) 学校の健康手帳をデジタル化すること。
- (7) 市立学校における皮膚科医を検診に導入するようにモデル事業などから始めること。
- (8) 医師確保対策として設けられている市大医学部学生募集の地域医療枠の学生が、卒業後、横浜市内医療機関において診療活動することを義務づけるよう、引き続き市が率先し関係機関と連携して実現をはかること。
- (9) 市民病院救急総合診療科の医師の確保について引き続き医師確保を早く行うこと。
- (10) 市内医療機関の看護師不足解消のため、看護職復職支援等の拡充、院内保育所の整備・運営助成制度を拡充すること。
- (11) 地域医療構想での不足病床について、確実に整備されるよう責任を持つこと。
- (12) 緩和ケア病床について、さらなる整備を進めるとともに、在宅医療による緩和ケア体制の強化を行うこと。
- (13) 市内病院で病院都合による有料個室利用の際、差額ベッド代を請求されるケースがある。治療上、個室利用が必要な場合は無料で個室が利用でき、無料個室の空きがなく有料個室を利用するという病院都合の場合には、有料個室利用であっても差額ベッド代は支払う必要はないことを、市民に周知すること。また、市内病院に対し、差額ベット運用にかかわる厚労省通知を周知すること。
- (14) 市立病院での病状説明、手術や検査の際の同意に関する扱いについて、説明・同意確認の対象者として、本人以外の代理人には同性パートナーも含まれることとすること。
- (15) 今年 10 月から始まる 75 歳以上の医療費の窓口負担の 2 倍化を撤回するよう国に働きかけること。
- (16) 2021 年 3 月から開始されたマイナンバーカードによるオンライン資格確認は、医療機関が金銭的・業務的負担を強いられ、被保険者が情報流出、カードの盗難・紛失、プライバシー侵害のリスクにさらされるなど多くの問題を抱えています。国に対して制度運用の中止・見直しを図ること。
- (17) 新生児の聴覚検査の実施機関として、本市の助産所も対象とし必要な支援を行うこと。

3. コロナ対策

- (1) 入院体制について、コロナ患者の受け入れはもちろんのこと、通常医療に制限がかから

ないよう受け入れられる体制を整えること。

- (2) 県とも協力して、コロナウイルスの蔓延を防ぐために、宿泊療養施設を増やすことと、蔓延防止のために宿泊療養施設をもっと活用すること。
- (3) コロナ禍の中、医療提供体制を維持し、地域医療を担う医療機関の安定的な運営のために、融資制度の拡充や減収補填等、財政支援を国に求めるとともに、市独自に財政支援を行うこと。
- (4) 検査のみ目的の外来受診を減らして医療機関が逼迫しないよう市民や来街者が使える無料のPCR検査体制を整えること。また希望する市民への検査キットの配布を行うこと。
- (5) 定期的なPCR検査を行う事業所への支援や、さらに定期的PCR検査実施事業者を増やすよう手だてをとること。
- (6) 発熱外来の実施医療機関が増えるよう、市として補助金を交付すること。またドライブスルーでの発熱外来の設置なども検討すること。
- (7) 新型コロナウイルスワクチンについて、希望する方が摂取しやすくなるよう、引き続き実施医療機関が増えるように働きかけること。また公的接種会場も拡充させること。
- (8) コロナ禍の教訓を踏まえ、地域医療構想の見直しをするよう市として主導すること。
- (9) コロナ禍での教訓を踏まえ、市衛生研究所の体制・定数の見直しを行うこと。
- (10) コロナで自宅療養をされる方に対して、保健所のもとで支援する仕組みをつくること。またやむなく自宅療養になった場合、食料など必要な支援を行うこと。
- (11) コロナでの感染予防の観点から、特に社会との接点が失われがちな障害者に対して、孤立予防に向けた特別の対策を検討すること。
- (12) コロナ禍の中、障害特性に応じて、コロナやワクチンなどの情報保障を行うこと。
- (13) コロナ陽性者や濃厚接触者等の移動の手段を整えること。

【温暖化対策統括本部】【環境創造局】

1. 市内農業

- (1) 物価高騰が市内農家を苦しめていることから、それぞれの実情に合わせて、飼料・肥料や光熱水費の補助を検討すること。
- (2) 地権者への理解を求めることに力を入れ、遊休農地の更なる活用促進を図り、できる限り農地を残すこと。
- (3) 横浜市中企業振興基本条例に基づき実施している、地産地消ビジネス創出事業を継続し拡充すること。
- (4) 2020年度に開始した後継者支援策を継続すること。

2. 緑の保全

- (1) 2019年度の調査で、市内の緑被率は、27.8%、2004年の31.0%から3.2%も減少している。これ以上の減少は、地球温暖化対策にも逆行することになる。土地所有者へは、開発を行う際に緑地保全することを強く働きかけること。マンション等の集合住宅建設に際しては、斜面緑地が失われることの無いよう関係局や事業者へのお

願いベースではなく、規制する条例を制定すること。

- (2) 市内の緑地が宅地開発により年々減少している。緑の保全は市が進める他の施策よりも優先すべき課題と位置づけ、京浜臨海部の工場跡地などの広大な敷地は、用途変更するなどし、緑地拡大に努めること。
- (3) 保土ヶ谷区と旭区に跨るカーリットの森の樹林地については、引き続き緑地保全制度への指定を推進すること。活動団体が支援を必要としていることから引き続き支援すること。
- (4) 2022年度に示された(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備については、莫大な事業費が見込まれることから、スケジュールありきではなく財政のバランスを考慮し事業化すること。国へは、無償貸与を求めること。
- (5) 3年に及ぶコロナ禍で収入が減少した市民が多いなかで、市民税均等割りへの上乗せであるみどり税は廃止し、開発事業者への課税等によって必要な財源を確保すること。

3. 地球温暖化対策

- (1) 市は、2030年度までに温室効果ガス削減目標50%達成を目標としているが、2050年度までに0を目指すとなれば、間尺に合わないことから、2030年度の削減目標を60%まで引き上げること。そのための実行計画を専門家などの知恵を借りるなどして作成すること。
- (2) 2022年5月から「省エネ住宅補助制度」を開始し、新築・改修や窓のみの改修費を一部補助していますが、制度周知を市民へはもとより、不動産会社や建築関係者などにも行い、広く普及させること。併せて、今後建てられる住宅には、条例などで省エネ住宅の建築を義務付けることを検討すること。
- (3) 一定規模の建物建設に断熱化、太陽光パネル設置などの脱炭素化対策を建築許可条件とするよう建築局に要望すること。また、東京都や川崎市では一定規模以上の新築・増設建築物に太陽光発電設備の設置を義務付けることが検討されている。本市も義務付の検討を始めること。
- (4) 戸建て新築・建替え、既存住宅への太陽光発電・蓄電など家庭用分散型電源システムの支援制度を県頼みにせず、市独自で創設すること。
- (5) 市内焼却工場と市内家庭からの再エネを地産地消する電気「はまっこ電気」の普及促進を強化すること。
- (6) 市独自に地域電力会社を設立し市内 RE100 企業との連携を強化し、再エネを活用した市民参加型の地域活性化を図ること。
- (7) 「再生可能エネルギーに関する連携協定」は現在、茨城県神栖市・東北の14市町村と、合わせて15市町村と協定を締結しているが、更に取り組みを前進させ、送られてくる再生可能エネルギーの利用促進も強化すること。
- (8) 地球温暖化対策実行計画(市役所編)では、温室効果ガスの排出量削減目標を達成させるための設備導入の計画と目標を定めること。引き続き、市が所管している学校・図書館、建て替えが予定されている市営住宅等の公共施設への設備導入を促進すること。

- (9) 市民・事業者との危機感の共有を図るため、「気候非常事態宣言」を発し、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを本気で目指していることを広く市民に示すこと。
- (10) 横浜市地球温暖化対策実行計画の改定にあたっては、国のエネルギー政策の一つである、原発依存・石炭火力依存からの脱却を図ること。

4. 放射能汚染対応

- (1) 北部及び南部汚泥資源化センターに保管されている未処理の下水汚泥焼却灰は、東京電力と国の責任で保管管理するよう、東京電力と国に申し入れること。また、放射能汚染の汚泥の資源化と処分については市民合意を得ること。

5. 下水道対策他

- (1) 下水道管の保全と老朽管更新に関して、国からの補助金を最大限活用し、更新を急ぐこと。更新工事費用の妥当性を検証することのできる職員配置とし、技術継承・職員育成を着実に実施すること。
- (2) 線状降水帯による広範な地域での浸水が多発していることから、浸水対策や被害防止対策の強化を図ること。
- (3) 雨水幹線整備事業において、50ミリメートル未整備の25地区の完了期日を明確にして、対象周辺地域と協議・合意のもと早急に整備し、60ミリメートル対応についても早急に整備すること。
- (4) 2023年度から着手するエキサイトよこはま竜宮橋雨水幹線整備事業は、全体の工事は10年、神奈川公園内の工事は、8年間に及ぶ事業となることから、近隣住民への配慮、事故防止に努め、これにかかる工事費用をできるだけ国に求めることと同時に、工事費用を市民にしっかり公表すること。

6. 公園

- (1) 市民一人あたりの公園面積が政令市比較で下位にある現状を打開するため、「横浜市水と緑の基本計画」において、小学校区を単位に、1校区当たり1か所の近隣公園、2か所の街区公園と身近な公園の設置目標をできるだけ早期に達成させること。大規模工場跡地など土地利用転換の機会等もとらえて公園の充実を図ること。
- (2) 多くの市民から要望が寄せられる、公園へのトイレの整備は、高齢に伴い頻尿を苦に外出を控える高齢者に外出の機会を増やし、健康維持にもつなげることが見込めることから、周辺住民の合意形成に努め、全ての公園トイレの整備を早急に行うこと。水道栓の整備は、引き続き実施すること。
- (3) 各土木事務所への予算が少ないため、頻繁には草刈や木々の剪定が実施されないのが現実となっている。そこで、公園愛護会のみなさんが担っていることも多いことから、愛護会の活動支援を続け、各土木事務所への予算を増やすこと。
- (4) 学校のプールと公園プールでは用途が全く別であり、市民が低額で気軽に憩うことができる市民プールを減らすことは、市民サービスの低下でしかなく、その方針を定めた「プ

ール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」をやめ、今後の施設統合計画を白紙に戻すこと。

- (5) 根岸住宅跡地開発に伴い、根岸森林公園を分断する道路計画はやめること。
- (6) 新たな球技場構想は、三ツ沢公園案を撤回し、その是非について全市民的議論と気運醸成を先行すること。

7. 大気汚染

- (1) PM2.5 の削減及び環境基準の維持にむけての大気汚染対策を継続し、排出抑制を他都市と連携し強化すること。

8. アスベスト

- (1) 建設アスベスト被害の救済と根絶に向け、市民に対する啓発活動を積極的に取組むこと。
- (2) アスベスト関連疾患でとりわけ重篤な悪性皮腫では、3年以内の生存率が1割程度と極めて低くなっている実態を踏まえ、市立病院・地域中核病院で、アスベスト健康被害を早期に発見できる医師を育成すること。
- (3) 現在年間約 6000 件の解体工事が行われているが、今後も増加が見込まれていることから、さらにアスベスト処理への対応強化が求められる。地域住民・現場労働者の命と健康を守るためにも、法や条例に基づいた建築物等の解体等工事が行われるように指導・啓発の徹底を図るために担当局の人員を充実させること。

【資源循環局】

1. 資源化の推進等

- (1) 新たに策定される一般廃棄物処理計画では、一人あたりのごみの排出量を減らし、ゴミ資源化率を高める目標をもち、達成するための計画をつくること。
- (2) 家庭系の生ごみに関して『土壌混合法』が中々普及していない理由を調査すること、併せて生ごみを資源化する事業者を誘致するなどし、事業化すること。市内農家と連携し堆肥の利用促進を図ること。引き続き3R夢農園等での活用促進を図ること。
- (3) 東京都は町田市で紙おむつのリサイクルの実証実験を行ったことから、東京都に倣い紙おむつのリサイクルを検討すること。病院、介護事業者、高齢化の激しい大規模団地の自治会などを対象に意見交換を実施すること。さらに、川崎市、相模原市との意見交換を始めること。
- (4) 市民への啓発は、引き続き実施し、ワンウェイプラスチックの削減のため、代替品を市内で製造・開発している企業を支援すること。
- (5) 製造元に対して、プラスチック削減についての働きかけを強化し、市民への啓発を継続すること。
- (6) 2021年6月に制定したプラスチック資源循環法により、横浜市と再商品化事業者が再商品化計画を作成することになることを好機と捉え、市内で出されたプラごみは、市内で処理する事業者を選定し、事業化すること。

- (7) ごみ集積場所の維持管理について、自治会・町内会に加盟していない市民や外国籍の方も多くなり、管理が難しくなっていることから、管理が行き届かない地域での適正な管理についての講座開催などを実施するなど、啓発に務めること。
- (8) 市民の分別収集・資源化の意識醸成のため、缶・瓶・ペットボトルをそれぞれの品目ごとの収集にすることへのコストを調査し、市民に明らかにすること。そのコストに対しての市民意見を聞くこと。缶・瓶・ペットボトルそれぞれをリサイクルするルートを市内で確立すること。
- (9) 世界中で大問題となっている海洋汚染の素となっているマイクロプラスチックの河川・海域での調査を継続し、プラスチックが環境に与える影響を市民に知らせ、プラスチックに頼らないライフスタイルの提案などを積極的に行うこと。
- (10) 「プラスチック資源循環法」が制定されたことから、本市も製品プラスチックを分別回収する仕組みを検討すること。
- (11) 食品ロス削減は、ごみを減らすうえで重要な課題となっていることから、多くの市民に現状を知らせることを継続し、飲食店やスーパー・コンビニ等の協力を得ながら、削減の目標をもち推進すること。
- (12) 缶・瓶・ペットボトルを選別する資源選別施設の労働環境を改善すること。過酷な環境で働く従業員のみなさんの賃金保証に局が責任をもつこと。

2. 喫煙禁止地区の推進

- (1) ①2020年から、喫煙禁止地区の取組を説明することで、理解し火を消す喫煙者が増えているのであれば、喫煙禁止地区における過料制度は、廃止すること。
- ②受動喫煙防止対策の観点から、禁煙啓発・吸い殻ポイ捨て禁止など、健康福祉局と連携し健康維持と町の美化を共に宣伝する一大啓発キャンペーンを行うこと。
- ③喫煙禁止地区を市内副都心および郊外区のターミナル駅周辺に拡大すること。
- ④喫煙禁止地区から離れた場所での喫煙、ポイ捨てに関しては、自治会などが頭を悩ませていることから、市が調査などをし、対策を講じること。
- (2) 区役所や地域と連携し、歩きたばこ防止パトロールや啓発活動を継続すること。

【建築局】

1. 市営住宅等

- (1) 格差社会の進行によって住宅に困窮する世帯が増えている事態に対応し、「低所得で住宅に困窮するものに住宅を提供する」という公営住宅法の目的を果たすために、市営住宅の新規建設とともに民間賃貸住宅を借り上げて市営住宅にするなどし、市営住宅の供給を大幅に増やすこと。新規建設の用地については、市営住宅団地再生に伴う高度化などで生まれた空地を活用すること。
- (2) 市営住宅の家賃減免制度を拡充すること。
- (3) 1・2階への住み替えについては、市が責任をもって基準を設けて判断すること。
- (4) 障害者・高齢者等の個別の状況を考慮して、市の責任でバリアフリー化された住宅への

斡旋や、模様替えを行うこと。

- (5) かつては持ち込みであった風呂釜が、新規の入居者からは設置されているが、自分で持ち込んだ風呂釜が壊れたときは、市として新しい風呂釜を責任をもって設置すること。
- (6) 窓際の高い位置にエアコンの電気プラグの差込コンセントが無い住戸がある。エアコン設置はもはや必須の家電となっている。新入居には市の責任で設置をし、既入居者からは要望があったら無料で設置すること。
- (7) 自転車、バイク置き場を増設すること。
- (8) 野庭住宅、洋光台住宅の再生に向けては、建て替え事業の着工と完了年度を明確にして、直ちに着手すること。再生される住宅は、全てユニバーサルデザイン住宅とすること。
- (9) 市営住宅の募集割れ住戸の活用にあたっては、期間を区切って大学生や専門学校生、若年世帯へのあっせんを行い、若年世代への住宅供給の幅を拡大し、多様な世帯の住む街の形成に資すること。
- (10) 大団地再生にあたっては、高齢者も子育て世代も若年世代も障害がある方々も共に住まうまちとして、高齢者福祉施設や保育所、障害福祉の施設やコミュニティハウスなど、全ての人に住みやすい必要な機能を配置すること。
- (11) 建替えや住戸改善の際には、断熱化や省エネ機器を導入するとともに、再生可能エネルギー使用の仕組みを取り入れること。
- (12) 既存の市営住宅においても高齢者が安心して暮らせる見守りサービスを拡充するための人的配置を行うこと。
- (13) 市営住宅での母子世帯などのひとり親世帯同志が共同で済むことができるシェアハウス活用ができるよう取り組むこと。
- (14) 民間住宅で、母子世帯などのひとり親世帯がシェアハウス活用ができるよう支援すること。
- (15) 災害や職を失うなどで住まいの確保が困難となった世帯に対する市営住宅の一時提供は継続すること。また、職を失う等により住居の確保が困難となった世帯について、什器や湯沸かし器、カーテンレール等備品の設置などにおいて、被災者と同様の扱いを継続すること。
- (16) 家賃補助付きセーフティネット住宅への転用が現在居住している借家に住み続けたままでも補助が受けられるようになったことについて、市民、事業者に周知徹底すること。横浜市住宅供給公社や UR 都市機構の住宅でも、住み続けながら当該制度を活用できるよう公社や機構との合意を行い、住宅拡大を推進すること。
- (17) 家賃補助付きセーフティネット住宅が拡大していくように、更新料の問題など、要件の見直し等について国への働きかけを引き続き強力に行うこと。また、更新料について補助する制度改正を国に求めること。制度見直し前においては、市として更新料に相当する独自補助を行い、家賃補助付きセーフティネット住宅の拡大を推進すること。

2. 住まいの安全・安心の抜本的向上

- (1) 住民からの住宅・宅地の安全性などに対する疑問・相談に機敏に対応できるよう各区に

専門職を配置し、建築に係る相談窓口を設けること。

- (2) 市内全域において、
 - ①耐震診断をさらに推進すること。
 - ②旧耐震基準の住宅の耐震化の補助額の引き上げを行い、耐震化を加速化すること。
- (3) 旧耐震基準の木造住宅の除却費用補助予算の大幅拡充を行うこと。
- (4) 耐震シェルターの実施や防災ベッドの設置が推進されるよう広報を各地で行うと共に、工事の補助、除却費への補助などを大幅に増やすこと。
- (5) 崖地に近接する建物の構造補強の啓発を推進し、併せて土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の新築を行う場合の建築物への構造規制適用が徹底されるようにすること。建物構造強化補助制度を作ること。
- (6) 崖地防災・減災対策工事助成制度において、崖下の敷地所有者が設置する待ち受け擁壁等に対する補助の周知をさらにすすめること。
- (7) 感震ブレーカーの設置補助は、市内全域に拡大すること。1世帯単位での申請受付と、高齢者世帯への器具の取り付け支援について周知をさらに進めること。
- (8) 家具転倒防止対策助成事業が推進されるよう相談活動を行い、年齢要件緩和などの対象者拡大をさらに図り、家具転倒防止対策を推進すること。
- (9) 災害から自分と家族の命を守る身近な防災拠点である「わが家」の安全性を向上させるための横浜市の様々な補助制度について、テレビ・ラジオ・インターネットなどの活用を強化し、市民に情報が届くよう進めること。
- (10) 横浜市民の住居の約4分の1、約40万戸が分譲マンションであり、うち築40年以上のマンションが64,000戸を超えている。今後も、高経年化したマンションが相当の増加が想定される。住まいの安全・安心の観点から重要課題に位置付け、対策を充実・強化すること。
- (11) 高経年化したマンションにおいて、適正に管理がされているのか「実態調査」を行い、実態に見合う適切な指導、援助を実施すること。
- (12) 維持管理が適正でない老朽マンションには、早急に支援の手立てを講じること。そのために、市として老朽マンションに係る相談窓口を開設するとともに、マンション管理士の育成、管理組合へのサポート施策等の支援策を充実すること。
- (13) 高経年マンションの建て替えは、2002年に「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」が成立した後も、全国でなかなか進まない困難な課題である。本市における「住まいの安心・安全」に係る最大の課題の1つであり、それにふさわしい財政措置と推進体制をとること。
- (14) 市内の土砂災害警戒区域内にある崖地を対象に実施した崖地現地調査の結果を踏まえ、危険度Aランクと優先度の高い崖地への改善の取り組みが徹底して進められるよう、建築防災課の人員を大幅に増やし、予算を増額すること。個別の相談に応じられるよう、各区にも窓口を設置すること。
- (15) 開発許可及び宅地造成許可にあたって、違反が疑われる又は工事が中断している現場については、事業者、設計者及び工事施行者に対して工事中の安全対策について指導を

強化し、現状などについて地域住民にも知らせること。

- (16) 横浜市の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、市民の生命と財産を守る視点から、年次計画における対象地域数を拡大し、着実に推進すること。国の事業の範囲内では遅々として進まないことから国に予算の拡大を求めること。
- (17) 近年、大雨などで、既存の宅地の崩壊が起きているなかで、特に 1961 年(昭和 36 年)制定の宅地造成等規制法以前の小規模宅地造成の宅地の滑動崩落調査を急いで行うこと。また、地盤品質判定士会等と協力して、個人所有の崖地診断を無料で行う制度をつくること。
- (18) 「崖地防災対策工事助成金」制度は、一カ所につき最大で 600 万円までの助成金引き上げが実行された。活用への支援を行い早期復旧改善が進むようにすること。
- (19) 崖崩れ復旧工事への資金支援として崖地防災・減災対策工事助成金制度や住宅支援機構の宅地防災工事資金融資制度を案内しているが、未然防止工事も併せて推進できるようにすること。
- (20) 民間ブロック塀等の改善をすすめるとして、補助単価と補助上限額が引き上げられ
 - ①除却については 9,000 円/m を 13,000 円/m にし、新設生垣は 3,000 円/m を 13,000 円/m にし、塀の長さに応じた補助上限額を最大 30 万円から 50 万円に引き上げるなどの見直しが行われた。さらに歩行者の安全を確保する事業が推進されるよう補助件数・予算総額を引き上げて取り組むこと。
 - ②現状・実情把握の目標を引き上げ、ブロック塀の改修に着手できない個別の困難に丁寧に向き合えるよう、人的推進体制を強化すること。
- (20) 住宅リフォーム助成制度を創設し、住宅の耐震化や住環境の改善、省エネ化、バリアフリー化等を加速すること。

3. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等

- (1) 用途地域等の見直しにあたっては、見直しを行う候補地区選定にあたって、事前の説明会と地域住民の意見聴取を十分に行って後に、素案(案)の公表とすること。また、それに伴う市民説明会は、地域住民が十分に意見を言えるように、説明時間帯や曜日を設定し、意見を提出できる期間も十分に確保すること。
- (2) ①開発にあたっては、都市計画法第 32 条で義務付けられている「関係機関との協議」を厳格に行うこと。
 - ②関係機関との協議にあたっての「同意基準」については、防災対策に係る最新の知見を活用し、住民にとって安心・安全を約束する行政の役割を果たすべく、災害対策基本法及び関連法規に係る防災・減災の視点から十分に検証すること。
 - ③特に近年多発する豪雨災害から市民の生命・財産を守るために、総合治水の観点からのそれぞれの部局の役割を果たす「同意基準」とすること。
 - ④開発における埋蔵文化財の調査・保全にあたっては、文化財保護法の視点から、関係各界からの意見を生かし、総合的な検証を十分に行い適切な方法とすること。
- (3) 上郷町猿田地区開発計画は、以下の点から白紙撤回を求めること。

- ①地域住民の合意の無い開発である。
 - ②西側の上郷深田地域を、市街地整備エリアとして開発するには「人口減少が著しい地域における大規模な宅地開発は抑制する」との国の方針に逆行する。
 - ③昨今激甚化している自然災害の防止の観点からすると、法令を順守した施工であっても、他の地域に浸水被害を増大させる開発については、抑制の対象とすることが求められている。
 - ④上郷深田地域は軟弱地盤であり、常に水が流れている沼地もある。また約 40 パーセントは、40 年ほど前に内容の不明な土砂などによって埋め立てられた大規模埋立造成地であり、その上にさらなる盛土を行う宅地造成は、現在大規模盛土造成地の滑動崩落防止事業を行っている横浜市として認めることのできない開発である。
- (4) 開発許可や宅地造成工事について、申請区域の設定について、用途変更される土地の開発、宅地造成等については、従前の土地・面積は一体とみなし、全体面積に対する開発許可条件を適用するなど、法及び条例に定められた公共・公益的施設を確保するように指導・誘導すること。又、実効ある措置がとれるように国に法改正を求めること。

4. 災害対策

- (1) 指定確認検査機関による建築確認が関係法令に則って適切に実施されているかを確認するため、指定確認検査機関への立入検査を強化すること。指定確認検査機関が行った建築確認に関して市民から指摘があった際は、引き続き速やかに建築計画や指摘の内容等に応じて、指定確認検査機関への状況確認又は現場確認等の調査を行い、適法性の確認をするなど、必要な対応を進めることができるよう、人材育成と人員増をすすめること。

5. 脱炭素社会の実現

- (1) 省エネ住宅補助制度の抜本的拡充を行うこと。①省エネ性能のより高い住宅の新築・改修補助件数を抜本的に拡充すること。②既存住宅の省エネ改修の費用補助を引き上げ、補助件数を抜本的に拡充すること。
- (2) 民間建築物の木材利用の促進のために、例えば県産木材を積極的に利用できるよう業界団体とも取り組むこと。
- (3) 一定規模の建物建設に断熱化、太陽光パネル設置などの脱炭素化対策を建築許可条件とするよう検討すること。また、東京都や川崎市では2000㎡以上の新築・増設建築物に太陽光発電設備の設置を義務付けることが検討されている。本市もまずはこれら大規模からの義務付の検討を始めること。

6. 人材育成

- (1) 働きながら高い技術と技能を身に着けることのできる横浜建築高等職業訓練校に対し、①横浜建築技能共同職業訓練費補助金を増額すること。

- ②「建前披露事業」を実習で行うための費用への補助を行うこと。又、実習の場として市役所ホールを貸し出すこと。
- ③訓練校の中の施設・設備の老朽化への対応を支援すること。

【都市整備局】

1. 上瀬谷通信基地跡地

- (1) 旧上瀬谷通信施設の土地利用については、米軍施設返還跡地利用指針の四つの方向性や、全市的・広域的な課題を解決する等の方向性に基づき取り組んでいるとしているが、首都圏でも貴重な農と緑の環境が保全された広大な土地であることを重視して、防災機能、農業振興、緑地を基本とした土地利用計画とすること。
- (2) 市民要望に応じて医療関係の施設を計画に入れることを検討すること。
- (3) 区画整理事業について、土地区画整理事業実施に向け必要となる環境影響評価法に係る手続きの中で出されてきた市民・市・県・国からの意見を誠実に履行すること。
- (4) 計画通り事業が進められた場合、現状の水田や畑、樹木などで形成されている里山環境などが持つ保水能力を失うことになるので、計画にある調整池を6か所設置するものでは、今後の大雨などに対して対応できるのかどうかの環境影響評価をするべきであった。「河川の形態・流量」という項目では、内水氾濫は評価できない。今からでも新たな対策を検討すること。下流域での水害を防ぐために、現状の保水環境を残すこと。
- (5) 確認されたすべての汚染土壌を「掘削除去」すること。さらに、調査されていない地域の汚染状況を調査すること。除去費用及び調査費用は全額国の負担とすること。また、市民に分かりやすい情報提供を行うこと。
- (6) 動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出すること。
- (7) 環境影響評価の中において、専門家等は移動や移植するだけでは、生態系を守ることにはならないと指摘している。市自身が計画をこのまま進めてしまえば多種多様な動植物を守れる保証がないこと、一度失った生態系を取り戻すことができない事実に向き合い、テーマパーク事業者に生態系の保全を義務付け、あわせて公園事業者とともに開発計画の抜本的見直しを行うこと。
- (8) 将来的に年間 1500 万人の人が訪れ行きかうとして、導入を図るとしている上瀬谷ラインは、事業主体も事業採算性も駅の位置なども決めることができない状況である。地域住民が求めているのは住民にとって利便性の高い公共交通を実現することであることから、新たな交通の導入については、住民と相談しながら時間をかけて方向性を決めることとし、現行の交通アクセス事業は中止すること。

2. 上瀬谷通信基地跡地(国際園芸博覧会)

- (1) オランダのアルメーレで行われている2022年国際園芸博覧会は、同規模のA1クラス博覧会であるが、ユーロ圏で3億4,000万人のもとで有料入場者数を200万人として実施されているが、当地は交通アクセス至便地域である。横浜花博の有料入場者数を後

背人口が4,000万人ということから1,000万人とする設定は経験則だのみであり、客観性・合理性に欠けるものである。さらに、参加者の輸送には、地域の交通混雑と環境悪化を激しくするものである。これらの点からも、改めての有料入場者数を大幅削減するなどの見直しを博覧会協会と国と調整すること。また、企画において豊かな自然環境を生かすよう英知を結集するとともに華美な取り組みとならにようにすること。

3. 都心臨海部再開発

- (1) 2015年に社会状況の変化に対応するとして横浜市都心臨海部再生マスタープランは策定されたが、その後起きた新型コロナパンデミック、気候危機の一層の顕在化、グローバル経済の変化によって、プランの基盤となる将来想定が大きく変わっている。行政の継続制にこだわることなく同プランを中止し、新市長の下で豊かな市民生活を求める新たな内港地区の街づくり計画を基調としたものに変えること。
- (2) エキサイトよこはま22計画において、最初の計画を行政の継続制という名のもとに開発事業を推進していくのではなく、時代を向据えて、優先順位を見極め、人口減少社会における街づくり、大規模災害の切迫性に対応するなどについて、改めて十分に踏まえた街づくりとすること。
- (3) 地域・事業者・行政等が市庁舎移転後の関内・関外地区の活性化に取り組むにあたり共有すべき方向性をと、市民意見募集も行って、「関内・関外地区活性化ビジョン」を取りまとめた。民間事業者の大型開発が進められようというが、それぞれの関連事業への市税投入のあり方は開発事業者負担を原則とし、極めて抑制的であること。
- (4) 横浜駅きた西口鶴屋地区再開発事業及び、東高島駅北地区開発事業にかかる補助金の内、私事業への補助金の交付はやめること。
- (5) 神奈川台場は、本市の開港の歴史的な遺構であり、引き続き調査を十分に行い、確認できた遺構は破壊することなく保存すること。

4. 横浜駅周辺地区の防災対策

- (1) 横浜駅周辺総合防災センターでは、横浜駅周辺混乱防止対策会議の会員である、駅周辺事業者や鉄道事業者、警察、消防、横浜駅周辺混乱防止に係る機関と連携しながら、引き続き訓練等を繰り返し実施し、連携強化・対応力向上をさらに推進すること。
- (2) 水防法に基づき、所有者等による訓練の実施に向けて、本市としても必要な支援や働きかけを引き続き行うこと。また、横浜駅周辺混乱防止対策会議において、関係局区、関係事業者と連携して風水害を想定した浸水想定訓練や大震災を想定した震災想定訓練を実施し、訓練を繰り返し実施することで、適切に避難誘導ができるよう引き続き対応力の向上を図ること。
- (3) 来街者への防災情報の周知について、「海水面以下にあることを明示した海拔標示」、「避難先・避難の仕方等を示す案内看板の設置」など、基本的な防災・減災情報を周知・徹底する「案内看板・標識」等を、横浜駅周辺で本市施設における取り組みが前進し、民間施設管理者に働きかけで、一部では、防災啓発動画の放映が行われているが、来街

者の安全のために官民連携して効果的でわかりやすい広報にさらに力を入れていくこと。また、地下街における海拔表示等については、財政支援を行い施設管理者の理解を得て、地下街全域の必要なところに直ちに設置できるようにすること。

5. 防災まちづくり（被害を出さない地域・社会の実現）の推進

- (1) 本市の街づくりにかかる都市計画マスタープランなどの改定にあたっては、近年の激甚災害の教訓から行われた国の防災計画の抜本的改正を生かすこと。災害の未然防止対策の方針を抜本的に強化した防災・減災の対策、計画とすること。
- (2) 2022年度中に、高潮・洪水・内水のハザードマップを1冊にまとめた「浸水ハザードマップ」と、発災時における適切な避難行動を検討していくためのマイタイムラインを全世帯・全事業所に配布完了としている。これらを活用した各地域における作成研修の実施等、周知・啓発の取組をさらに強化すること。各区と連携し、具体的な取り組みを積み上げていくこと。
- (3) 大雨や洪水等による被害が想定される浸水想定区域や地震火災による被害が想定される対策地域等の各自治会・町内会等に、アドバイザーを派遣して行う地域の特性に応じた防災・減災推進研修支援を強化・徹底すること。

6. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策

- (1) 誰にとっても安心の街づくりの観点から、ホームドア設置が進められてきているが、乗降客の多い JR 横浜駅の設置を急ぐこと。また、京浜急行線各駅の設置についても急ぐこと。
- (2) エレベーター・エスカレーター設置については、駅建て替えと併せて行うだけでなく、市民の安全確保と利便性向上のために、市として国・県・鉄道事業者と速やかに既存施設にも設置することを引き続き働きかけること。併せて、市独自でもまちづくりとして設置していくこと。
- (3) 横浜副都心の上大岡駅東口側では、駅から市道に向けて上りのエスカレーターがあるだけなので、京浜急行や市営地下鉄利用のすべての方々にとって、安心で安全の街づくりとなるよう、事業者・道路局等と協力してエレベーター設置などのバリアフリー化を推進すること。
- (4) (仮称)上大岡C北地区第一種市街地再開発事業は、上大岡駅前地域最後の開発と言える。高いビルや高層マンションが立ち並び、大変な交通量と強い風が吹き抜ける場所となっている。①大勢の人が行き交う場所でありながら、駅前広場がなく、災害時に逃げ込める場所がない。今回の開発には、人が集まれる空地を確保すること。②この開発地域は鎌倉街道と平行に走る旧鎌倉街道に挟まれているが、現在この二つの道をつなぐ道は、中央通り商店街(パッサージュ上大岡)と上大岡C南地区の南側の通りで、その間は約180mある。歩行者が安全・安心で鎌倉街道と旧鎌倉街道を行き来できる通路が必要である。③開発地域に最初に開発された京急上大岡駅と一体となったA地区再開発には多

くの路線が発着するバスターミナルが組み込まれたが、組み込まれなかったバス路線は、鎌倉街道の西側の上大岡B地区開発に屋外のバス停が設置された。この(南区别所、港南区芹が谷・上永谷、戸塚区東戸塚方面)のバス停は風雨・日照りにさらされている。今回の再開発の中にバスターミナルが組み込まれること。また、地域交通のバス停としてのスペースも確保されること。

7. 歴史的景観保全事業

- (1) 金沢区にある長濱検疫所跡地の保全活用について、横浜の都市としての価値を高める歴史的景観事業の一環として総務局や教育委員会とともに主体的にかかわっていくこと。

【道路局】

1. 道路関係予算

- (1) 道路予算は、高速道路・自動車専用幹線道路優先ではなく、市民生活・通学路の安全・安心最優先の生活道路整備重視とすること。
- (2) 土木事務所が主に執行している交通安全施設整備費予算を大幅に増額し、住民要望に速やかに応えて生活道路の安全を確保し、特に歩道整備を促進すること。歩道確保が困難な場所では、あんしんカラーベルトの整備や防護柵を設置すること。見回り点検も含めた事業に必要な人員を増やし、安全安心の街・魅力アップにさらに取り組むこと。
- (3) 保育施設等から出された要望に対応して、点検・対策完了ということだが、①完了後の実態の聞き取りを行い、さらなる安全確保に取り組むこと。②加えて、要望が出されていない個所についても、聞き取りに行くなどし、保育施設がある周辺での幼児の集団的移動実態をパトロールなどでも把握し安全確保に取り組むこと。
- (4) スクールゾーン対策協議会からの通学路の安全対策に関する要望に対しては、すべての要望に応えられるよう、引き続き、歩行空間の安全性向上に向け、必要な予算確保に努めること。
- (5) 耐震性のない橋梁の耐震性確保を急ぐこと。
- (6) 熊本地震に対応した安全性確保の橋梁への改修を早急に進めること。
- (7) 鶴見区生見尾踏切については、閉鎖を前提としないで、当初計画通りエレベーター付き人道跨線橋の設置を一刻も早く進めること。またその際、住民合意のない生見尾踏切の閉鎖は一方的にしないこと。
- (8) 緑区・川和踏切の安全対策は、「都市計画道路中山北山田線の一部として、道路の単独立体交差化を進める」とされているが、「事業化に向けた設計」の予定が、繰り返し延期となっている。①道路整備事業化についての期日を明確にすること。②道路整備計画策定にあたっては、町内会だけにとどまることなく、近隣・沿線住民利用者の要望・意見を聴取できるようにすること。
- (9) 視覚障害者が利用する施設がある駅付近の交差点等には、エスコートゾーン設置をすすめること。音声付信号機は、視覚障害者の安全・安心な通行にとって不可欠の施設であるので、市内全域において早期に設置されるよう予算増額を県公安委員会に引き続き

働き掛けること。

- (10) 歩車道境界部の縁端構造については、視覚障害者の識別性及び車いす使用者の通行性を高いレベルで両立するよう、横浜市でも視覚障害者や車いす使用者等による合意形成がすすめられている。1995年に段差5ミリメートルのセーフティブロックが開発されて整備が進められ、国土交通省横浜国道事務所でも採用され、神奈川区国道1号線沿いや金沢区産業道路沿いなどでも整備されている。横浜市の道路でも、歩道側に車道に出る前のところに十分な点字ブロックを敷設して安全を確保し、セーフティブロックを採用して、段差解消すること。
- (11) 相鉄三ツ境駅北口バスセンターのエレベーター設置を早急に実施すること。
- (12) バス停の上屋・ベンチ設置は、高齢化にともない地域住民、バス利用者の切実な要望である。広告事業者まかせの設置に偏ることなく、市として独自の補助制度を創設し、バス事業者と協力して設置をすすめること。
- (13) 遊水地周辺道路の草刈りなど雑草の繁茂が酷いので、年間の草刈り回数を増やし、安全な歩行空間を確保すること。また、遊水地内の草木の繁茂も激しいので、憩いの場として活用できるよう取り組むこと。
- (14) 横浜市が管理する隧道・トンネルの耐震性への定期的なトンネル点検と補修・管理を行うこと。トンネル内の清掃を行うこと。

2. 高速横浜環状南線および北線

- (1) 南線整備事業においては、環境変化に対する住民の不安の声に応じて脱硝装置を設置することについて議会として全会一致で議決している。脱硝装置が設置されるまで負担金予算の執行を控えること。
- (2) 南線整備事業は巨大なトンネル工事であり、地盤沈下や地下水脈の変化など長期に影響が出ることを、沿線住民は懸念している。本市として引き続き、事業者が必要な箇所への地下水対策工事や測量、家屋調査を実施していることなどを確認し、安全配慮を推進し、安全第一に工事を進めていくよう、引き続き事業者に求めていくこと。
- (3) 高速横浜環状道路北線事業のトンネル工事に伴う地盤沈下被害については、現在でも被害が続いているとの訴えがある。今後も、被害者に対して誠意ある対応を最後まで尽くすよう、首都高速道路株式会社に引き続き厳しく求めること。
- (4) 高速横浜環状道路北線の関連街路としている都市計画道路岸谷線は必要性が乏しく、地域住民の同意も得られていないもので、整備計画は止め、都市買収に係る予算は計上しないこと。

3. 地域生活交通網の改善・整備の促進

- (1) 市長の公約には交通課題の解消をすすめるために「地域交通を充実」とある。交通不便地域の住民の移動の確保・社会参加促進のためにも、また、新住民にとっても暮らしやすい街横浜とするためにも、市が責任をもって運行するコミュニティバス事業を施策化に向けて、調査・検討を始めること。

- (2) 地域交通サポート事業は、市の責任範囲を広げるなどし、市民の要望に応えるべき実施地域を拡大する手だてを財政的支援も含めて講ずるとともに、健康福祉局に敬老特別乗車証条例の改定を求め、地域交通サポート事業でも敬老パス利用ができるようにすること。
- (3) 生活交通バス路線維持支援制度は、市民の日常生活の利便性を確保するものとして引き続き継続・拡大すること。バス事業者の路線退出等の意向は早めに把握し、生活交通確保のために路線退出を行わないよう住民の意向を踏まえて対応すること。

4. 自転車対策

- (1) ①横浜市自転車総合計画に基づいて、安全、便利な乗り物として自転車利用が広がるように取り組み、自転車利用のマナー向上の啓発などに、引き続き積極的に取り組むこと。
②ルールブックに基づいた利用が実施されるように、歩道上に「歩行者優先」などの道路標示を行われるよう今後も県警に働きかけること。
③市として、自転車専用レーン整備を引き続き進めること。
- (2) 自転車保険への加入が、利用されるすべての方が行われるよう、引き続き啓発ポスターを、学校・保育園・幼稚園・商店・鉄道駅舎などへの掲示要請を行い、チラシ配架や配布の協力要請を各事業所に行うなど、周知に取り組むこと。
- (3) ①放置自転車等の対策については、今後も、駐輪マナーを含む周知啓発活動に努めることと併せて、鉄道事業者に対して駐輪場の確保を強く求めること。
②各地の駅前再開発に伴い駐輪場確保を確実に求めること。
- (4) 自動二輪車（125cc 超）の駐車場について、横浜市駐車場条例に基づいて新築及び増築の商業施設等における自動二輪車駐車場の設置が進められているが、既存施設における設置についても誘導・支援を引き続き行うよう機会を捉えて民間事業者に自動二輪車駐車場の設置について求めること。
- (5) 新しい技術や機材導入等により、自転車駐輪場の整備・拡充を図ること。

5. シーサイドライン

- (1) ①安全安心の確保という立場から、逆走事故を起こしたシーサイドラインは、人はミスをする、機械は故障することを前提として、2重3重の安全対策をとることと共に、公共交通における乗客の安全安心の点からも、災害時や不測の事態にすぐ対応できるよう有人運転とすること。
②また、通勤ラッシュの時間帯等に定期的に有人の運転を行い、乗客の安心に寄与し、アクシデントに対する対応を職員が身をもって実感するように努めること。

6. 河川整備

- (1) ①近年繰り返される床下・床上浸水被害を防ぐための土嚢配布などを、要望に応じて行うこと。土嚢ステーション設置をすすめる事。

- ②高齢者世帯も多い中で、配布と撤去が適切に行なわれるよう支援すること。
- (2) ①大雨による道路冠水を防ぐために、引き続き道路管理を十分に行うこと。そのために人員配置を十分に行うこと。
- ②また、排水ポンプの設置・整備をおこなうことがふさわしい道路・河川状況を見極め、必要な整備を行うこと。
- (3) 横浜市が管理している河川について、市民の生命財産を守るため、堆積土砂の掘削、除草等を十分に行うことができるよう河道等安全確保対策事業費を大幅に増額すること。
- (4) ①県管理の河川については、浚渫や除草等を適切に行うよう、県に強く求めること。
- ②また、国の河川対策の予算のうち自治体に取り組めるための予算が全体としてあまりに少ないことから、引き続き市民の安全安心と快適な街づくりにと国へ強く要望すること。
- (5) ①河川からの溢水による浸水被害から、生命財産を守るためにも、「逃げ遅れゼロ」を実施できるよう、河川水位を常時監視できる水位計とカメラの設置を、近年、水位上昇が繰り返されている箇所や水害が発生した地域の橋や親水公園などの未設置の個所においてさらに設置を進めること。
- ②併せて防災行政無線の活用を検討すること。

【港湾局】

1. 港湾整備

- (1) 山下ふ頭の再開発については、
- ① 現在も行われている事業者移転計画を直ちに中止し、移転事業費支出をストップすること。
- ② 事業計画は拙速を避け、市と市民が共有できる基本理念を立ち上げのち、その基本理念に沿った事業計画を立て、コペンによる事業予定者を決定すること。
- (2) 臨港幹線道路計画全体のうち新港ふ頭からベイブリッジまでを凍結・中止すること。
- (3) 超大型コンテナ船の入港見込みの予測すらできず、しかも、リニア新幹線の残土処理を主目的にしている新本牧頭整備計画を中止すること。
- (4) 気候変動による新たな災害にも備え、引き続き災害発生時にふ頭内で就業中の労働者に対する防災対策を進めること。
- (5) 南米原産の強毒アリ「ヒアリ」の防除を徹底し、国内侵入を阻止する水際対策を強化すること。

2. 働きやすい港湾

- (1) 横浜港のふ頭内のユニットトイレを順次国際港都横浜にふさわしい清潔で余裕空間ある本格仕様のトイレに順次変えて行くこと。
- (2) 22年度の本牧ふ頭A突堤への新規バス路線の運行本数を増やし、鶴見駅から大黒ふ頭へのバスの増便を行うこと。

- (3) 引き続きアンケート調査を含め、広聴機能を高め港湾労働者の就業環境の改善に市として責任を持って取り組むこと。

【消防局】

1. 消防力・救急体制の強化

- (1) ハザードマップに基づいて、水害で浸水すると想定されている消防署所の移転計画等具体策を明らかにし、早急に進めること。
- (2) 救急搬送事案が増大している事に鑑み、「横浜市消防力の整備指針」に定めた指標を満たしていない。救急自動車、非常用救急自動車については、すみやかに充足率 100%とすること。より消防力の充実にむけて現行整備指針を見直すこと。
- (3) 市民防災センターは、市民啓発の拠点となるもの。大都市横浜に相応しい内容と規模になるよう抜本的拡充を図り、広く市民の学習の場となるよう周知を図ること。
- (4) 深谷にある防災訓練センターは早急に建て替え計画を作ること。建て替え期間中は旧米軍深谷基地跡地も活用し、訓練の支障を防ぐこと。
- (5) スタンドパイプ型の初期消火器具等の設置目標を引き上げ、地域からの申請を待つのではなく、自治会等で行われる訓練等で 初期消火器具の使い方をレクチャーしながら必要性を伝える取り組みを強めること。
- (6) コロナ禍等によりストレスを抱える職員が増えている。心と身体健康相談や健康教育等、健康相談にのれる体制にすること。また、個々の食事の用意が増えていることから、栄養バランス等のアドバイスができるよう、管理栄養士を配置する。
- (7) 女性や LGBT の職員も自分らしく仕事ができるようにすることが時代の流れとなっている。全ての署所において仮眠室やトイレ、浴室を独立させ、全ての職員がしっかり休憩できる環境を整えること。
- (8) 無料低額宿泊所と、いわゆる「無届施設」については、防火対策が十分とはいえない施設も多いことから、法令通りの「共同住宅」と取り扱うのではなく、市独自の判断で定期的に査察を実施すること。また、出火防止指導の徹底のため指導課の人員増をはかること。
- (9) 石油コンビナート災害を想定した大規模訓練を強化すること。また、そのための装備の充実をはかること。近隣住民に対して日ごろからの周知や、事業所エリアごとに共同の避難訓練を引き続き実施すること。
- (10) 在日米軍との間で締結されている消防相互援助協約に、危険物に関する情報提供の仕組みを設けるなど、火災等への消防活動が安全に効果的に行われるように日米地位協定の見直しを国に求めること。鶴見貯油施設については周辺住民に被害がおよばないよう対策を講じること。

2. 消防団

- (1) 消防団の旧耐震基準の器具置場の建替えを早急に行うこと、とりわけ要望のある所は優先すること。そのための代替地を提供すること。また、20 年以上使用の消防団車両は、

市の目安に従って更新すること。

- (2) 装備品の未貸与はあってはならない。新たに入団した団員にたいして、活動服・制服・帽子などの装備品の新品を直ぐに支給すること。
- (3) 消防団員を確保するために、活動内容を精査・見直し、現役世代が訓練に参加できるようにするなどの工夫を行い充足率 100 ٪を達成すること、また、訓練場所の確保等、局としての援助・支援を積極的に行うこと。

3. 救急救命体制の充実

- (1) 増加する救急需要に対応するため、救急救命士有資格者採用試験については、試験区分（救急救命士区分）を継続すること。更に、他都市と連携し国への大幅な財政支援を求めること。

【水道局】

1. 水道料金

(1) 水道料金の負担軽減について

- ① 電気料金の高騰、生活関連物価の値上がり等により、困窮が極まっている低所得世帯に対して、実質的に料金引き下げとなる基本料の減免等の水道局独自に実施できる支援策を実施すること。
- ② 2007 年に廃止した低所得世帯、及び、医療施設、社会福祉施設等への水道料金減免の復活にむけて関係局と必要な調整を図ること。
- ③ 以上に必要な財源は、国の補助金及び一般会計からの繰り入れの増額を求めること。

(2) 「緩やかな見守り」施策について

- ① 高齢化の進行、経済的困窮の深刻化等により、「緩やかな見守り」施策の重要性が増している。取り組み内容を充実させ、継続すること。

(3) 水道料金滞納世帯について

- ① 水道料金滞納世帯への対応は、滞納の要因を丁寧に把握し、実情に合った対応を行うこと。生活実態のある場合、給水停止をしないこと。
- ② R4 年度要望への回答で、解決困難な場合は、「区生活支援課への案内チラシをお渡ししている」となっているが、それだけにとどめず、深刻かつ緊急な場合は、水道局として区の関係窓口につなげること。

2. 水道管更新

(1) 老朽管の更新・耐震化事業について

- ① 老朽管の更新・耐震化事業は、早期完了をめざすこと。
- ② それに必要な財源は、国の財政措置の増額を強く求めること。また、本市一般会計からの繰り入れを拡充できるよう、国に「繰出基準」の緩和を求めること。

③R4 年度予算編成に当たって、「新たに本市独自に国の財政支援を拡充するよう要望」したことは評価したい。実効が見えるように本市独自に国への要望を継続すること。

3. 水道局職員定数

(1) 職員定数について

① 技術継承や災害対応力を強化は、人員体制の充実が不可欠である。水道中期経営計画（R2～5）は、事業量の増大を想定して、「今後、今以上に職員が必要となる」としている。必要な人員を確保することに注力し、「職員定数の適正化」を理由とする職員定数削減はやめること。

(2) 水道技術職員確保について

① 技術継承のため技術職の採用について、有能な技術者を確保できるよう一層工夫・努力すること。

4. 災害時の備蓄

(1) 災害時の水の備蓄について

① 災害時の飲料水備蓄について、「1人1日3リットル、3日分9リットル以上の飲料水の備蓄」の啓発は、自助の重要な項目として徹底を図ること。なお、飲料水の備蓄の状況を把握する調査は継続すること。

(2) リニア新幹線トンネル工事による道志川への影響について

① リニア新幹線トンネル工事による、道志川の水涸れや水質悪化等の影響が懸念される。貴重な単独水源である道志川に影響が出ないよう、本市独自に調査・監視を系統的、継続的に行うこと。また、建設残土処理場の安全性確保についても、必要な策を講じること。

② 特に道志川の水量への影響は出てはならない。水質監視だけにとどめず「水量の監視・把握」ができるようにすること。

5. 企業団

(1) 企業団からの受水について

① 2022 年度予算要望への回答は、「基本的には、市全体の給水量の減少に合わせ企業団の受水量は減らしていくことになる」と推定」としている。水道事業運営に大きな負担になっている企業団からの受水量の減少させることを計画的に進めること。

6. CO₂の削減

(1) 創エネ・省エネについて

① 水道局の創エネ、省エネの取組をさらに進めること。局が所有する施設・土地等の活用等で可能性を汲みつくすこと。

7. 水道事業広域化

(1) 水道事業広域化等について

「神奈川県水道ビジョン」には、水道事業の広域化、経営の効率化、外部委託化等の民間活力導入などが示されている。これを踏まえて、県内5水道事業者（神奈川県、横浜市、

川崎市、横須賀市、企業団）が設置した「これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた検討会」によって、「新ビジョン」が策定されている。

- ① 本市水道局は、「検討委員会」の示す「方針・方向性」を既定方針とせず、50年、100年先の将来を見据え、主体的に独自の立場を堅持すること。
- ② 本市水道局は、水道事業の広域化や民営化に与さない立場を堅持すること。

【交通局】

1. 市営地下鉄 事故防止対策

(1) 事市営地下鉄の事故防止対策について

- ① 2019年度に発生した重大事故の教訓にかんがみ、「市営地下鉄の無人運転方式導入」は、将来とも導入しないこと。
- ② 市営地下鉄の安全・安心を担保する車掌乗務を復活させること。
- ③ 地下鉄施設の多くが海面下、または、洪水リスクの高い河川の近くにあり、津波、高潮、河川の洪水・内水氾濫により地下鉄施設の多くが浸水・水没の恐れがある。こうした本市地下鉄施設の災害特性をふまえ、万全の浸水対策を実施すること。
- ④ 駅員がいない、あるいは不足している現状は、乗客の安全・安心を守るうえで不十分である。また、「事故発生時や災害時はお客様の安全確保を最優先に考え、ホームを含めた駅構内での避難誘導を迅速に行う」ためにも、全駅のホームに要員を常時配置すること。
- ⑤ 車いす利用者等の要支援者の乗車を想定した人員配置をすること。

2. 市営地下鉄 人員体制の拡充

(1) 横浜市全体の公共交通政策・対策を「統括する体制」の創設について

市民の移動手段として不可欠の公共交通機関であるバス事業は、市営・民間の区別なく経営困難な状況にある。そうした中で、事業者ごとに、経営の効率化の名のもとに、人件費の削減、路線の廃止、減便等が次々とおこなわれ、結果として安全性の低下、市民負担の増加、サービスの低下、乗務員等の労働環境の悪化につながっている。

本市における市内公共交通機関への政策的対応の実態は、「市営バスと地下鉄」は交通局、地域交通においては、「生活交通維持バス路線」は道路局、「地域コミバス」は市民局、「交通政策」と「鉄道関係」は都市整備局、民間バス・鉄道等は各社の裁量にゆだねられている。このような状態を克服して、諸課題を解決するために、本市が市内全域の交通問題に、一括して関与できる体制を構築する必要があると考える。

- ① 政策局にそのための部署を新設するなど、市内の公共交通全般を統括する体制を新たに構築すること。

3. 市営バス 運転手の待遇改善等

- ① 会計年度任用職員と正規職員の処遇の格差は依然残されている。格差是正を急ぐこと。
- ① バスの発・着所、折り返し所のトイレ未整備がまだ残されている。すべての所にトイレ設置・改修を急ぐこと。

- ② 待機時間の余裕の確保等の改善を図ること。

4. 市営バス 路線・車両運用の改善

(1) ダイヤ改正に伴う路線の減便・廃止等について

- ① 交通不便地域等、必要な路線については、公営交通の責任を果たすために拡充・新設に取り組むこと。
- ② 減便については、「バス路線が減便され、バスが混雑し過ぎて困る」、「運行間隔が1時間に1~2本になり、大いに不便を感じる」など、利用者からの苦情が多く出ている。ダイヤ改正後の検証を丁寧に行い、改善に取り組むこと。
- ③ 路線の廃止は原則として行わないこと。
- ④ 急行便が導入された路線で、「乗ってしまって急行便であることがわかり、目的のバス停で降りられなかった。乗る前に急行便であることがわかるように、音声案内してほしい」との苦情、要望が出ている。バスが止まるときの乗務員の音声案内に「急行便であること」を必ず含めるよう改善すること。

5. 市営バス 停留所の改良

(1) 市営バス停留所の改良について

- ① バス利用者から要望の強いバス停上屋及びベンチの設置を積極的に進めること。要望の出ている全てのバス停留所に上屋とベンチの設置計画を持つこと。
- ② 必要な財源については、市費からの補助金増額を求めること。

6. 市営バス バス乗務員の保健・福利厚生

(1) バス乗務員のコロナ感染予防検査等について

- ① 新型コロナ禍が長期化する下で、不特定多数の乗客と接する市営地下鉄・バス乗務員等は感染リスクの高い職域である。安全・安心の交通事業を維持するために、希望する職員全員が、いつでも検査を受けられるようにすること。

(2) 支給される制服について

- ① 支給される制服(ワイシャツ、ズボン等)の交換について、前年度要望への回答では、「汚損、破損による交換は随時可能扱い」であることは周知しているとなっている。しかし、実際には、「制服申請マニュアル」の内容が全職員に徹底されていない。改めて、周知徹底すること。

(3) バス車内の紫外線防止等の車体側面ガラスの整備について

- ① 暑さ対策、事故防止、バス車内の紫外線防止の対策が施された窓の装備をペースを上げて全車装備すること。

7. ダイヤ改正時の対応について

(1) ダイヤ改正時の対応について

- ① 「ダイヤ改正に当たっては、改正を予定する対象路線の地元住民、利用者等の意見聴

取を十分に行い、理解と納得を得る説明会を実施すること。

② 住民・利用者の理解・合意がない場合は実施しないこと。

③ ダイヤ改正実施後、「問題がある場合は、速やかに見直す」とした局長答弁（21 年度予算特別委員会）を確実に履行すること。

（2）並木地⇄金沢区役所の路線の復活について

①94 系統「並木団地⇄区役所」の廃止は、地域住民、利用者に多大な不便を強いている。

「94 系統を復活してほしい」との声が大きく上がり、並木一丁目からは、2000 筆超の陳情署名が提出されている。「ダイヤ改正後において問題がある場合は、速やかに見直す」との局長答弁（21 年度予算特別委員会）をふまえ、並木団地⇄金沢区役所路線を早期に復活すること。

【教育委員会】

1. 教育費無償の原則等

（1）憲法第 26 条の義務教育は無償に則り、教育委員会としての措置をとること。

（2）文科省が 2017 年度に行った給食費無償化状況調査では、全国 1740 自治体のうち、小中学校両方で無償化を実施している自治体は 76 だったが、それ以降増え続け、神奈川県内では 2021 年度からは箱根町が、2022 年度からは中井町が実施している。本市においても学校給食費の無償化を実施すること。

（3）公立高等学校の授業料無償化の所得制限をなくすこと。その財政措置を国に求めること。

（4）すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障するとともに子どもの貧困解決のためにも、条例を改正し横浜市高等学校奨学金制度の成績要件をなくすこと。また、月 5,000 円としている一人当たりの支給額を増額し、募集枠を拡大すること。

（5）コロナ禍や物価高騰などによって、学費の支払が困難になっても、子どもたちの学びが保障されるよう、公立と私立の高校の学費格差を是正し、市として独自の私立高校生に対する学費補助制度を創設すること。

2. 子どもの貧困対策

（1）第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画で、令和 2 年度実施の市民アンケート調査の結果、子ども自身の健康状態について、小学 5 年生の 3.6%、中学 2 年生の 7.3%が「あまりよくない」「よくない」と回答している。学校保健の体制を充実させ、学校の健康診断で要受診とされた児童・生徒の未受診を家庭任せにせず、学校がフォローをすること。医療にかかれない児童生徒については、福祉との連携を図ること。

（2）第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画に「生理の貧困」問題への対応が盛り込まれた。これまでの対応に加えて、女子児童・生徒が安心して学校生活が送れるよう、学校トイレに生理用品を備えること。

（3）小中学校へのスクールソーシャルワーカーを引き続き増員し、高校へは抜本的な増員を図ること。

（4）放課後学び場事業は、引き続き実施校を拡大すること。

- (5) 新型コロナウイルス感染症、物価高騰等により困難な生活を強いられている学生が市内には相当数いると見込まれる。高額な学費の負担ができずに進学や学業継続を諦めることのないよう、市として大学等返済不要の奨学金制度を創設すること。
- (6) 高校における ICT 教育では、生徒個人が私物として所有しているパソコンやスマートフォンを授業に使う形態 (BYOD) としている。教育格差を生じさせないためにも、保護者負担を軽減するための補助を行うこと。

3. 学校保健

- (1) 整形外科医による運動器検診のモデル事業を踏まえ、学校整形外科医を制度化すること。
- (2) 学校医について、市立学校へのメンタルヘルスオンライン相談室の設置に向けて検討すること。
- (3) アトピー性皮膚炎の有病率は 5.5%とされ、軽症のうちから適正な治療を促すことができるよう、皮膚科専門医による学校健診のモデル実施を行うこと。
- (4) 学校の健康手帳をデジタル化すること。
- (5) 高校の保健体育で学ぶことにとどまらず、学校現場で精神疾患への理解が深まるようにすること。

4. 不登校への支援

- (1) 不登校の子どもたちの居場所を充実し学習権を守るために、通いたい児童生徒が通える範囲に、ハートフルスペース（現在 4 カ所）、ハートフルルーム（現在 10 カ所）を増やすこと。別室であれば登校できる生徒に対する校内ハートフル事業の実施校を増やすこと。
- (2) 不登校の子どもたちにとって、別日程の健診のために登校しなければならないというのはハードルが高く、未受診とならざるを得ない。東京都北区や練馬区などでは、学校医の診療所で受けられるようになっている。学校外で健診が受けられるよう環境を整備し、小中学校に在籍している全ての子どもたちが健診を受けられるしくみを作ること。

5. 少人数学級

- (1) 子どもたちに行き届いた教育が図れるよう、国の計画を前倒しして早期に小学校 6 年までの少人数学級を実施し、市独自に中学校も少人数学級を実現すること。学校の改築にあたっては 20 人学級展開を視野に入れること。

6. 教職員の業務軽減

- (1) 正規教員を配置すべきところへは臨任教員で対応するのではなく、正規教員を配置すること。正規教員の採用枠を増やすこと。
- (2) 教職員の労働について、働いた分だけ残業代を支払う、など労働基準法通りの運用とするよう、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）

の改正を、引き続き国に求めること。

- (3) 教員一人あたりの授業コマ数を減らすこと。
- (4) 英語の専科指導を全校で実施すること。
- (5) 横浜市で教員が魅力ある働き方ができることが、教員志望者増につながる。業務のスリム化などの抜本的な施策を講じること。

7. 教育条件の整備

- (1) 通学中の児童生徒の安全確保の責任は教育委員会が負っており、学校ごとのスクールゾーン協議会で出される要望について、教育委員会内で責任部署を専任化し、要望の実現を図ること。
- (2) 通学路にある危険なブロック塀は全体の 25.9% (543 件) しか改善されていない。このことを認識し、建築局と連携し対策を進めること。通学路を変更することも含め、通学路の安全性向上を改めて地域で検討する取り組みに責任をもつこと。
- (3) 憲法 19 条に基づき、内心の自由を奪うことになる「日の丸」「君が代」の学校行事への強制はしないこと。
- (4) 国際教室担当教員、日本語指導非常勤講師、外国語補助指導員の増員、会計年度任用職員の常勤化などで体制を強化し、日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細かい支援を拡充すること。母語支援や通訳について、ボランティア頼みとせず、職員として、必要な児童生徒・保護者の支援をするなど、確実に実施できるようにすること。
- (5) 子どもの権利条約批准国として、特定の言語・民族の子どもたちへの差別は認められないことであり、本市国際戦略の重点的な取り組みの柱である多文化共生の推進を進めるためにも、横浜市私立外国人学校補助金交付要綱から「国際情勢を鑑み、国際港都横浜における国際交流の増進及び私学教育の振興を図る主旨に反するときは、補助の対象としない」を削除し、朝鮮学校への補助金交付を再開すること。
- (6) 平成 27 年 4 月に文科省から通知された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」に基づいて、学校内外の「サポートチーム」や「支援委員会」の設置状況や、児童生徒への対応状況についての実態調査をすること。その結果をもとに、必要な体制を強化すること。引き続き、教職員・管理職等への研修の充実を図ること。人権教育等の推進により、ジェンダー平等を図ること。
- (7) 学校配当予算(学校運営費)を大幅に増額すること。
- (8) 学校図書館の蔵書を増やすよう、学校配当予算とは別建てで予算化すること。

8. 学校施設整備

- (1) 学校施設の修繕について、子どもの安全確保の観点から必要な修繕が進むように、学校特別営繕費を増額すること。
- (2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について、学校統廃合や民間施設との合築については地域の合意なしに進めないこと。
- (3) 小中学校の建て替えに当たっては、文部科学省が示す基準通りに校庭面積を確保するこ

と。

- (4) 中学校の建て替えにあたっては、将来の自校方式による給食実施を見込んだものとする
こと。
- (5) 全校でのプール設置を堅持すること。
- (6) 「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」を撤回すること。公園プールは地域
住民のための施設であり、学校プールは教育のための施設で児童生徒のためのものであ
る。共用によって利用に制約が出てくるため、プールの集約・統合はやめること。
- (7) 国は少人数学級の効果を認めており、また、コロナ禍により密を作らない学校生活が求
められ、小規模校のメリットが浮き彫りになっている。「学校規模」に対する考え方を改
め、「横浜市内小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」のうち学校統廃
合推進方針は中止すること。
- (8) 空間放射線量の測定結果に関わらず、放射性物質が土壤に含まれていることの危険性を
直視し、埋没処理された小中学校 4 校の汚染土も回収し、北部汚泥資源化センターに移す
こと。
- (9) 猛暑の上に、室温 40 度以上になる給食調理室にエアコンを設置することは、現場から
の強い要望であり、適切な働く環境整備に取り組むこと。コロナ対策として進められてい
るスポットクーラーや保冷剤ベストは、現場任せではなく、責任を持って必要量を確保す
ること。
- (10) 体育館へのエアコン設置は、整備計画を立てて計画的に推進すること。武道場のエア
コン設置を進めること。教室などの既存の設備更新の数を増やすこと。

9. 学校安全教育の推進

- (1) 学校現場での事故について、日本スポーツ振興センターの給付をすみやかにすること。
また、すみやかに事故を公表し、子どもの立場に立って補償し、学校任せにせず教育委
員会の責任で解決をはかること。
- (2) ピラミッドやタワーなどの高さのある組体操や競技は安全性が担保できないことから、
市教委として禁止すること。
- (3) 労働安全衛生法で定められた通り、市立学校への産業医の配置は、教職員数 50 名以上
のところは、職場巡視ではなく、一校一校に速やかに配置すること。

10. 学校給食等

- (1) 全員喫食の中学校給食を実施するにあたっては、温かいものを温かいままで提供できな
いデリバリー方式ではなく、できたてを食べられる自校方式など、香りも栄養価も下が
らない学校調理方式を原則として進めること。
- (2) 小学校の給食へ公費を投入することは市独自にできることから、給食費の値下げを行い、
また、無償化を目指すこと。
- (3) 国が提示する栄養基準を 100 未満たすように、小学校・中学校給食の内容充実をはかる
こと。

- (4) 小学校給食の調理業務について、教育の一環としての学校給食を最優先し、これ以上の民間委託は中止し直営に戻すこと。全校への栄養士配置と必要な調理員を配置し、食教育としての学校給食を充実・発展させること。
- (5) 小学校の給食食材の放射線測定について、全市1校でなく食材調達の方面別に最低1校の全量検査を毎日実施すること。
- (6) 学校給食での食育の観点から、市内産農産物の利用目標を数値で定め地産地消を進めること。

1 1. 中学校の部活動

- (1) 教員の部活への参加はあくまでも自主的な活動であることを校長会で徹底し、改めて全教職員へ通知を出すこと。
- (2) 部活動にかかる費用は全額公費とすること。
- (3) スポーツ庁は、公立中学校の運動部活動を3年間で学校から切り離す「地域移行」を打ち出しているが予算や体制は不確実で、費用の自己負担増や「地域」が教員に委任し、実態は変わらない可能性など問題は山積。受け皿とされるスポーツ団体から「指導者を増やす必要があり、なかなか難しい」との声があがっている。市町村の「協議会」が「検討主体」とされているが、「地域移行」は拙速に行わず、子どもを真ん中にして部活動のあり方を検討し、教員の顧問強要の一掃、教員以外の指導員の確保・待遇改善など当面の改善を図ること。

1 2. 就学援助

- (1) 就学援助について、より多くの家庭が利用できるよう、認定基準となっている現行の所得金額を引き上げ、対象者を広げること。世田谷区では、全費目認定と給食費のみ認定があり、給与収入で4人世帯では590万円以下、給食のみ認定の場合は760万円以下となっている。このように、幅広く支援が行き渡るしくみを検討すること。
- (2) 就学援助の申請は 保護者の心理的負担が大きいため、申請しやすくするために、教育委員会へ郵送する申請手続きを可とすること。
- (3) 修学旅行費は教育委員会による現物支給とすること。
- (4) 部活動に関する費用の実態調査をし、必要な額を全額支給すること。

1 3. 障害児教育

- (1) 北綱島特別支援学校について、当初の廃校計画に対する過ちを認めること。その上で、令和4年度から本校に戻った学校の運営は、保護者・教職員の意見をふまえ、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう生かすこと。トイレの増設要望に応えること。
- (2) 県指針では、特別支援学校について、県内8地域別の特別支援学校の受け入れ枠の過不足想定に基づき、令和12年に受け入れ枠の著しい不足が見込まれる市東部地域と川崎南部地域に県立特別支援学校を2校新設することとなっている。しかし、小学校の個別支援級の拡大を見れば、県指針で示されたものでは不十分であり、県まかせでなく、市自ら

特別支援学校の拡充をはかり、住んでいるところから通えるように設置すること。「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」策定にあたっては、関係者・市民の意見をよく聞くこと。

- (3) 市立学校の個別支援学級について、スキルアップ研修の充実や授業交流などをさらに進めて個別支援学級の質の向上を図ること。また個別支援級の教員加配を行うとともに、ボランティアの特別支援教育支援員とは別に、支援員を職員として配置すること。教室の増設、施設設備の充実をはかること。
- (4) 特別支援学校での教職員の加配を行うこと。また、上菅田特別支援学校のプール、日野中央高等特別支援学校のプールの改修など施設・設備面等の拡充・充実をはかるなど、改築計画を持つこと。
- (5) 障害者権利条約 24 条には、一般的な教育制度から排除されないと明記されている。9 月 9 日、国連の障害者権利委員会は、分離教育の中止を日本に要請した。この勧告は条約に基づくものであり、おろそかにしてはならない。そのために必要な措置を国に求めること。希望する障害児が普通校に入学できるよう、その際の当該校への教員の加配や施設整備などの条件整備を進めること。
- (6) 医療的ケア児支援法に基づき、医療局等と連携し、小児看護師の育成・確保に努め、学校現場で必要な看護師を確保すること。また学校勤務の看護師を支える仕組みを作ること。
- (7) 小学校併設の市立肢体不自由特別支援学校は、新たに示された特別支援学校設置基準に沿うよう検討すること。

1 4. 学校司書

- (1) 学校司書について、会計年度任用職員から正規職員に切り替えること。司書資格取得サポートなど専門性のさらなる向上を図ること。

1 5. 教科書採択・副読本等

- (1) 教科書採択について学校現場の声を聞くしくみを導入すること。
- (2) 教科書採択について、投票の場合は記名式で行うこと。採択会議は、他自治体では当たり前の多くの傍聴者に開かれた会場で行うこと。引き続きインターネット中継を行い、録画を公開すること。
- (3) 教科書の採択地区について、現行の全市 1 区を見直し、行政区毎に戻し将来的には学校採択をめざすこと。
- (4) 市民に教科書を身近に知ってもらふ教科書センターの設置個所数を、5 か所でなく抜本的に増やし、全区での展示会を継続すること。展示会場では、入口でわかりやすく案内するなど、展示会を行っていることを多くの市民に知らせること。
- (5) 教科書展示会で用意されているアンケート用紙には、展示会運営についてだけでなく、教科書内容についての意見を求めるものとする。

16. 夜間中学校

- (1) 市内在住・在勤でない方も、蒔田中の夜間中学に入学できるように取り計らうこと。さらに、横浜市・相模原市・川崎市・神奈川県との間で、県内の義務教育未修了者が市町村帰属にかかわらず、近隣や職場近くの夜間中学に通学できるよう、協議を進めること。
- (2) 夜間中学校について、令和4年よりスクールソーシャルワーカーの派遣等、働きながら学ぶ環境の改善が図られているが、課題を抱える生徒支援のためにスクールカウンセラーを配置すること。
- (3) 経済的理由で学べない生徒をなくすために、中学校夜間学級の生徒も就学援助の対象にすること。また、定時制高校夜間部同様、給食を実施すること。
- (4) 随時入学受け入れを原則とし、10月第1週までとせず、少なくとも12月までに延ばすこと。
- (5) 夜間中学が学齢超過者（不登校・引きこもりの若者等）の進路先の一つであることも含め、相談を受けている機関や区役所等で当事者に周知するなど、さらなるPRを行うこと。そのためにも、チラシ・ホームページに、入級要件を「中学校を卒業していない人や、卒業していても不登校や保健室登校等で実質的に学習できなかった人」とすること。外国語版チラシを区役所や国際交流ラウンジなどに常置すること。

17. 図書館

- (1) 一区一館の図書館体制を見直し、図書館増設計画を策定すること。市長公約である、新たな図書館の整備に向けた検討に着手すること。
- (2) 増え続ける歴史的価値のある蔵書を保管し続ける場所を確保すること。
- (3) 障害者の図書館利用について、来館された聴覚障害者に対しては、手話・筆談等によるコミュニケーションを、また視覚障害者に対しては、介助、対面朗読等、来館困難な方に対しては、オンラインによる対面朗読、宅配サービスなど、利用しやすくなるようサービス向上を図るとともに、点字や録音資料、手話や字幕入りの映像資料等のさらなる条件整備をすすめること。
- (4) 中央図書館の最寄りのバス停は、斜面のため車椅子利用者が乗降できず、不便を強いられている。文化観光局と連携して、市民ギャラリーのシャトルバスを延伸運行し、障害者や高齢者が中央図書館の入口で乗降できるようにすること。
- (5) 青葉区のように、地区センターや駅で図書取次サービスを行うなど、取次箇所数を抜本的に増やすこと。
- (6) 書籍、電子書籍ともに資料の充実を図り、予算確保に努めること。

18. 文化財保護

- (1) 栄区の上郷深田遺跡は、関東圏でも希少な製鉄生産の遺跡であり、本格的に調査し、児童・生徒・市民が学ぶことができるよう、記録保存にとどめず、文化財として保護・保存・活用すること。

- (2) 金沢区の野島掩体壕については環境創造局と連携し、港北区の日吉台地下壕は所有者や地域住民と連携して、その他市内各地にある戦争遺跡を調査して、保護、市民公開に取り組むこと。また、戦争遺跡マップ等を作成するなどして、広報に努めること。
- (3) 横浜市歴史博物館の展示のリニューアルや付随する野外施設（大塚・歳勝土遺跡）の本格的な補修について、計画的かつ早急に行うこと。また現在の指定管理料の引き上げを行い、必要な管理・運営費を保障すること。また、本施設を直営に戻すこと。
- (4) 東高島駅北地区開発の区域は神奈川台場の跡地で行われていることから、今後の工事で台場の痕跡等が発見された場合、工事を止め調査を行い、記録保全ではなく現物を保存するよう、都市整備局へ申し入れること。
- (5) 横浜市八聖殿郷土資料館のトイレ改修を行うこと。

19. コロナ対策

- (1) 学校関係者の定期的なPCR検査などを制度化すること。
- (2) コロナ対策として、換気のできる環境を整えること。CO2 濃度測定器の配置を進めること。
- (3) コロナ感染拡大が長期化していることから、学校における対策をさらに強化し、教員の負担軽減のための人員をさらに配置すること。

20. ICT 教育

- (1) 「学びの保障」対策としてのオンライン学習については、オンライン授業についても、教育委員会の責任でどの学校でも同等の授業が実施できるようにすること。
- (2) GIGA スクール構想に基づき、ICT 活用が推進されているが、孤立した学びに陥る危険性、個人情報ビッグデータに蓄積し民間教育産業、IT 企業等が利活用することを可能とすることの危険性、子どもの心と体への深刻な影響、指導方法の画一化、教育格差拡大の恐れ、教職員の負担増、地方の費用負担増など多くの課題がある。危険性や課題の解決を国に求め、有効な活用方法を集团的に議論したうえで児童生徒の発達を保障するツールとして活用すること。

【選挙管理委員会】

1. 参政権の保障

- (1) 期日前投票が増えていることから、選挙公報を早く確実に届けるように配布期日を早められる方法を検討すること。シルバー人材センターや町内会の配布は厳しいことから、郵送での配布に切り替えること。公営掲示板の設置場所で見えにくいところがあるので、区民からの要望にこたえること。
- (2) 選挙公報のホームページのアップを早めることや、点字・音訳版の発行を公職選挙法に盛り込むよう、公職選挙法の改正を引き続き国に申し入れること。
- (3) 横浜市長選挙、同市議会議員選挙のお知らせの点字・音訳版があることを周知徹底し、全ての視覚障害者が受け取ることができるようにすること。また、拡大版を作ること。

- (4) 高齢化や新型コロナウイルス感染症により、投票所へ行くことが困難な方が増えている現状から、郵便投票対象者の要件緩和を国に求めること。また、施設や病院でも投票できることの周知と啓発に特段の手立てを講じること。
- (5) 箱根町で実施している車で巡回しながら移動して投票できる（移動式期日前投票所）の導入を検討すること。又、投票所に駐車場を確保すること。
- (6) 期日前投票開始時まで、点字の候補者名簿を作成すること。
- (7) 寿地区やラポールに期日前投票所を設置すること。
- (8) 代筆の際のプライバシーを確保すること。
- (9) 投票しやすい環境を整備するために、投票所と期日前投票所を駅前や商業施設などに増やすこと。（隣接区での投票を可能とすること）
- (10) 高校、大学に期日前投票所を設けること。
- (11) 外国に行っている人の投票する権利を保障すること。
- (12) すべての投票所のバリアフリー化をさらにすすめること。学校などの公共施設での投票所に行く際、その施設にある駐車場は無料で使えるよう開放すること。
- (13) 投票用紙で点字の機械を使う方もいることから、機械の点検を行い、確実に使えるようにすること。

【議会局】

- (1) 職員の人員体制を増やし、長時間勤務にならないようにすること。
- (2) 県外視察などにおける議員からの業務外活動については、応じないルールとすること。

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区本町 6-50-10

市役所内

日本共産党横浜市会議員団控室

TEL. 045-671-3032

FAX. 045-641-7100

ホームページアドレス <http://www.jcp-yokohama.com/>

メールアドレス info@jcp-yokohama.com